

5月企画運営委員会次第

日 時 平成25年5月23日(木)15:00～

場 所 県社会福祉会館 4階 第1研修室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 平成25年度全国保育協議会第1回協議員総会の結果について
 - (2) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
 - (3) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (4) 研修のあり方について
 - (5) 県補助金について
 - (6) 県営水道の減免見直しについて
 - (7) 関東ブロック保育研究大会について
 - (8) 関東ブロック保育事業連絡協議会について
 - (9) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No13-1 No13-2
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

平成25年6月13日(木)15:00～ 県社会福祉会館2階第2会議室

平成 25 年度 全国保育協議会 第 1 回 協議員総会 次 第

日 時：平成 25 年 5 月 15 日（水）
11:00 ～ 16:00
会 場：全社協・灘尾ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 定足数確認
- 4 議長選出
- 5 議 案
 - 第 1 号議案 平成 24 年度全国保育協議会 事業報告について
 - 第 2 号議案 平成 24 年度全国保育協議会 会計決算について
 - 第 3 号議案 全国保育協議会役員の改選について
- 6 報告・連絡事項
 - (1) 全国保育士会の事業について
 - ① 平成 24 年度事業報告について
 - ② 平成 24 年度会計決算について
 - (2) 全国保育協議会の会員の範囲に関する見直しについて
 - (3) 平成 26 年度保育施策と予算に関する要望書について
 - (4) 「第 57 回全国保育研究大会」について
 - (5) 平成 25 年度研修会・会議日程について
- 7 閉 会

平成25年4月27日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三第57回全国保育研究大会における
全保協会長表彰の推薦について（ご依頼）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 5人
- 3 推薦順位について
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先
平成25年5月22日（水）までに
神奈川県保育会事務局までにご送付ください。

※推薦書の書式はメールにてご請求下さい

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail: kenho@hoiku-kanagawa.jp

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 _____

平成 25 年 4 月 1 日現在

ふりがな					大正・昭和 年 月 日生 (どちらかに○をつけてください)
氏 名					
法人名				職 名 *法人役員(例:理事長)のみでは推薦の対象外です	
施設名(勤務先) *公立の場合は、市町村名からご記入ください					
施設の住所	〒				
	TEL		FAX		
勤続年月数 ※	就任(職) (西暦)年月日	退任(職) (西暦)年月日	勤続年数	施 設 名	役 職
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月		
		現在に至る			
	(通算合計)		年 ヶ月		
功績の概要	*必ずご記入ください(200字程度)。				
表彰歴	*右記の表彰等を受けた方は、対象外となります。		(1) 叙勲・褒章を受賞された方 (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方 (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方 (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方		

※勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、認可保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に(非常勤)と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させていただきます。自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、被表彰者名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

神奈川 県 保 育 会 理 事 長 殿

平成 25 年 月 日

市 町 名 _____

推薦者氏名 _____

印 _____

平成 25 年度「県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員 との連絡協議会」開催要領

- 1 趣 旨 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員が一堂に会し、緊密なる連携のもと、保育に関する諸課題について共通認識を深めるとともに、喫緊事項について意見交換・情報交換を行い、保育事業の更なる充実と進展に資することを目的として開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成 25 年 7 月 25 日 (木) 13:30～19:30
(13:00～ 受付)
- 4 会 場 ホテルキャメロットジャパン
横浜市西区北幸 1-11-13 Tel 045-312-2111(大代表)
横浜駅西口より徒歩 5 分
(「ザ・ダイヤモンド」地下街つき当たり南 12 番出口左側)
- 5 出席者 県・市町村児童福祉主管課長及び県保育会企画運営委員
- 6 次 第
 - (1) 連絡協議会 13:30～17:15 (5 階 「ジュビリーⅢ」)
 - 議題
 - ・基調講演
講師
 - ・質疑応答、意見交換
 - その他
 - (2) 情報交換・懇親会 17:30～19:30 (5 階 「ジュビリーⅠ」)
- 7 その他
 - 参加費用等を次のとおりとさせていただきます。

・連絡協議会	会場・資料代	1,000 円
・情報交換・懇親会	参加費	4,000 円

市町村連絡協議会議題一覧

年度	議題	講師
H20	保育・こども家庭福祉の動向	全社協 笹尾 勝児童福祉部長
H21	新型インフルエンザに対する対応について	県保健福祉部 長嶋 圭太氏
H22	神奈川県における保育の状況と国の動向	県次世代育成課 船本課長
H23	大震災の教訓を学んで実践する-地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために～東日本大震災と神奈川県に影響を与える地震～	温泉地学研究所 杉原次長
H24	「今後の保育所のあり方について」 ①総合子ども園にかかる検討経緯と今後の方向 ②全国の保育所最低基準の状況と望ましいあり方・考え方	全国保育協議会会長 小川 益丸氏

一般社団法人 神奈川県保育会

平成25年度 研修実施計画（案）

目的

神奈川県保育会は、施設の管理者たる園長を中心の会員とする一般社団法人である。保育会が実施する研修は、保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価向上及び保育士等職員の資質を高めることを目的とする。

I 自己評価、保育所の評価について

対象者	施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果	・ 保育所、保育士の自己評価による保育の質の向上 ・ モチベーションの向上（離職防止効果等） ・ 保育所の自己評価の公表（福祉サービスの第三者評価 受審につながる） ・ 2回の受講修了により修了証を発行
実施時期	平成25年 6月～9月
実施場所	県域を2か所にて研修実施（全4回）
講師	東京家政大学 家政学部児童学科 教授 増田 まゆみ氏（予定）

II 子ども・子育て新制度をめぐる動向など

対象者	施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果	幼保一元化により保育制度、幼稚園の法制度をめぐる動向について理解
実施時期	平成25年11月
実施場所	未定
講師	東京大学 教育学研究科 教授 秋田 喜代美氏（予定）

III 苦情解決

対象者	施設長・苦情解決責任者・苦情解決受付者
研修効果	社会福祉施設としての役割の再認識を行い、利用者との適切な関係を築く。苦情解決に関する受付・対応・対処方法の学び、苦情解決業務の適切な対応を行う。苦情から学ぶ自園の問題と課題の整理。

実施時期 平成25年9月、平成26年1月

実施場所 未定

講師 藤村 和静氏（予定）

〔食育研修〕

対象者	施設長・保育士・栄養士・調理員
研修効果	地産・地消の視点から地元食材を使用した給食・おやつの調理実習を行い調理技術の向上を図るとともに、地域とのつながりを再認識する。

実施時期 平成26年1月

実施場所 未定

講師 未定

(一社) 神奈川県保育会における補助事業について

平成 25 年 4 月 9 日
神奈川県次世代育成課

1 緊急財政対策における対応 (説明済み)

同法人に対する補助については、補助対象事業の見直し (保育関係の研修事業を中心としつつ、保育センターに対する補助事業等との重複を整理) を行うことを前提に継続を認められたところである。

具体的には、現任保育士を対象とする体系的研修を保育センターで実施する一方、県保育会としては、

- ① 潜在保育士の再就業支援のための研修
- ② 施設長の専門性や組織対応力の強化のための研修 (1位)
- ③ マネジメント力向上や事故防止・苦情解決など施設としての体制整備・対応強化のための研修

の実施を軸に調整することとなっている。

2 予算額等

2, 772 千円 (補助率 1/3)

※事業費 (事業費人件費を含む) 総額 8, 316 千円分の補助事業実施が必要

3 調整の経過

- ① 平成 24 年 11 月同法人理事会に副課長出席、見直しの方向性を説明
- ② 平成 25 年 2 月同法人理事長等に川上 GL が面談し、補助事業計画の検討を依頼
* 3 月に入り、計画案提出を求めたところ検討中
- ③ 平成 25 年 3 月 22 日研修実施計画提出される
* 県費補助事業として実施する部分が不明
- ④ 平成 25 年 3 月 27 日同法人理事長が来課されなかったため、調整は新年度に持ち越し

4 今後の対応

25 年 4 月中に補助事業計画を確定するために調整

→担当役員・事務局長来課のうえ打合せ (できるだけ早急に)

○ 1-①~③を中心とする研修事業の計画

提出された研修計画の相当部分が現任保育士を対象とする研修事業となっており、これらは県費補助事業とすることは困難 (自主事業として実施の方向で調整)

○ 研修事業のみでは補助対象事業が不足の場合、補助金充当対象事業の調整

一般社団法人 神奈川県保育会 研修概要

階層	専門職としての基盤、知識、技術、役割など	分野別研修	備考
経営層 法人理事 施設長(園長)	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重 福祉サービスの質の向上(第三者評価) 地域貢献 法令の遵守、説明責任の徹底 利害関係者との適切な関係 公共的、公益的取り組み 組織統治(ガバナンス)の確立 組織運営(人事・労務・財務・リスク管理)、人事考課 組織として実践の評価(保育所自己評価) 職員の研修計画策定、研修実施 社会福祉、保育制度の理解 社会福祉法人の仕組み理解 専門職としての責務 保育士養成校との連携 保育所保育指針の理解、保育課程の編成 危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人のあり方 経営管理研修 (人事管理・労務管理・財務管理・人事考課など) リスクマネジメント研修 災害対策 自己評価(保育所、保育士)についての研修 福祉サービスの質の向上(第三者評価)についての研修 	開催会場を分ける などして適宜開催
リーダー層職員 主任保育士 副主任保育士など	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉、保育制度の動向、変化の理解 人材育成、職員研修の推進 リスクマネジメント 保育計画の策定、評価 保育士資格の倫理について指導 保育士の自己評価 保育ソーシャルワークの展開 危機管理 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決などについての研修 危機管理についての研修(災害、防犯、ヒヤリハットなど) 自己評価についての研修 人材育成についての研修 	開催会場を分ける などして適宜開催
中堅層職員	<ul style="list-style-type: none"> 保育ソーシャルワークの構造理解 相談援助技術の理解 虐待ケースへの対応 業務改善 人材育成 子育て支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者対応についての研修 保育の連携と新システムについての研修 自己評価についての研修 	開催会場を分ける などして適宜開催
初任者職員	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの最善の利益の尊重 一人一人の子どもの発達保障 専門職としての責務(保育士倫理綱領の理解) ブライバシーの保護 職員間の連携 PDCAの基礎理解 保育士の自己評価 基礎的な相談援助技術の理解 コミュニケーション技術 保護者支援 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価についての研修 専門職としての研修 	開催会場を分ける などして適宜開催
調理担当職員 調理師 栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設最低基準の理解 食育基本法の理解 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 衛生管理の理解、マニュアル策定 給食外部委託、外部職人などの調査研究 社会福祉法人の仕組み理解 社会福祉、保育制度の理解 社会福祉法人会計の理解 	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー、保健研修 食育研修 	適宜開催
事務担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の仕組み理解 社会福祉、保育制度の理解 社会福祉法人会計の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 会計実務研修 新社会福祉法人会計研修 	適宜開催

保育所の成り立ちを理解し、児童憲章、基本的人権の保障、保育倫理のもと、子ども達の未来に向かって、保育所とその職員が様々なニーズに応えながら質の高い保育に向けて研修を進めていく。また、新しい課題について、その対応を検討し、当会として議論して実施していく。

一般社団法人 神奈川県保育会

平成25年度 研修実施計画（案）

目的

神奈川県保育会は、施設の管理者たる園長を中心の会員とする一般社団法人である。保育会が実施する研修は、保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、園の総合評価向上及び保育士等職員の資質を高めることを目的とする。

I 自己評価、保育所の評価について

対象者	施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果	・ 保育所、保育士の自己評価による保育の質の向上 ・ モチベーションの向上（離職防止効果等） ・ 保育所の自己評価の公表（福祉サービスの第三者評価 受審につなげる） ・ 2回の受講修了により修了証を発行
実施時期	平成25年 6月～9月
実施場所	県域を2か所にて研修実施（全4回）
講師	東京家政大学 家政学部児童学科 教授 増田 まゆみ氏（予定）

II 子ども・子育て新制度をめぐる動向など

対象者	施設長・主任もしくは主任に準じる者
研修効果	幼保一元化により保育制度、幼稚園の法制度をめぐる動向について理解
実施時期	平成25年11月
実施場所	未定
講師	東京大学 教育学研究科 教授 秋田 喜代美氏（予定）

III 苦情解決

対象者	施設長・苦情解決責任者・苦情解決受付者
研修効果	社会福祉施設としての役割の再認識を行い、利用者との適切な関係を築く。苦情解決に関する受付・対応・対処方法の学び、苦情解決業務の適切な対応を行う。苦情から学ぶ自園の問題と課題の整理。
実施時期	平成25年9月、平成26年1月
実施場所	未定
講師	藤村 和静氏（予定）

IV 食育研修

対象者	施設長・保育士・栄養士・調理員
研修効果	地産・地消の視点から地元食材を使用した給食・おやつの調理実習を行い調理技術の向上を図るとともに、地域とのつながりを再認識する。
実施時期	平成26年1月
実施場所	未定
講師	未定

V 潜在保育士活用に関する研究

対象者 保育会役員・企画運営委員等

研修効果 潜在保育士の現場復帰への課題や現状の把握、講師を招いての分析等を行い、再就業支援に向けての対応について議論、意見交換の場を設けることで、今後の潜在保育士活用に向けた対応等について理解を深める。

実施時期 未定

実施場所 未定

講師 未定

県営水道における水道料金の減免制度見直しについて

1 水道料金の減免制度

オイルショックを背景とした、昭和 51 年 4 月の大幅な料金改定にあたり、生活保護費受給世帯などの経済的打撃を緩和するための措置として減免制度を導入しました。以降、料金改定時等に対象範囲を拡大し、現在、次のとおり実施しています。

No.	減免対象	開始（拡大）時期	減免内容
1	生活保護費受給世帯	昭和 51 年	基本料金（710 円/月） と基本料金に係る消費税等相当額
2	児童扶養手当受給世帯	昭和 51 年	
3	特別児童扶養手当受給世帯	昭和 51 年	
4	遺族基礎年金受給世帯	昭和 51 年	
5	知的障害者世帯	平成元年	
6	身体障害者世帯	平成元年	
7	精神障害者世帯	平成 8 年	
8	要介護者世帯	平成元年、5 年	
9	重複障害者世帯	平成 5 年、8 年	
10	民間社会福祉施設	昭和 51 年、平成 5 年、6 年	算定した料金の 40%
11	民間医療施設（病院）	昭和 52 年	算定した料金の 10%

2 減免額及び水道料金収入額の推移（平成 18 年度以降）

水道料金の減免額は年々増加しており、平成 23 年度は約 10 億 7,400 万円となっています。（18 年度に比べ 25%増）

一方、水道料金収入は、リーマンショックの影響による景気低迷や、東日本大震災の発生、節水機器の普及などにより減少し続けています。（18 年度に比べ 8.7%減）

こうした中でも、水道営業所の再編や業務の委託化、効率的な事業執行等の経営努力を行いながら、安全で良質な水の安定的な供給のために必要な事業を行ってまいりましたが、今後もさらに、震災の教訓を踏まえた災害対策の強化・充実や大量の老朽管更新等の着実な実施が求められています。

（単位：千円）

年度	施設減免①			個人減免②		合計 ③ ①+②	料金収入額 ④	割合 ③/④
	福祉施設	医療施設	計	計	(内、生活保護)			
H18	380,304	100,734	481,039	377,608	(72,730)	858,647	57,891,500	1.48%
H19	404,375	99,734	504,110	398,032	(80,933)	902,141	58,292,974	1.55%
H20	411,605	95,624	507,230	424,358	(89,677)	931,587	56,169,806	1.66%
H21	426,335	89,967	516,303	460,986	(112,629)	977,289	54,761,779	1.78%
H22	443,109	90,588	533,697	502,893	(133,016)	1,036,590	54,622,720	1.90%
H23	449,307	83,537	532,844	541,537	(151,184)	1,074,381	52,842,364	2.03%

3 県内の他水道事業者の状況（参考資料「2」参照）

近年、横浜市など県内の他水道事業者では、生活保護費受給世帯では生活扶助費に水道料金相当額が含まれていること、また、児童福祉施設等に対する措置費や運営費負担金、各施設の利用者が支払う利用料等にも水道使用料が含まれていると考えられることなど、水道料金の減免の一部が他の制度と重複して行われている制度的な問題等を理由として、減免制度の見直しが図られています。

この結果、現在では、県内の水道事業者の間で、減免の実施に差異が生じ、地域間で不均衡な状態が生じています。

4 見直しの経緯

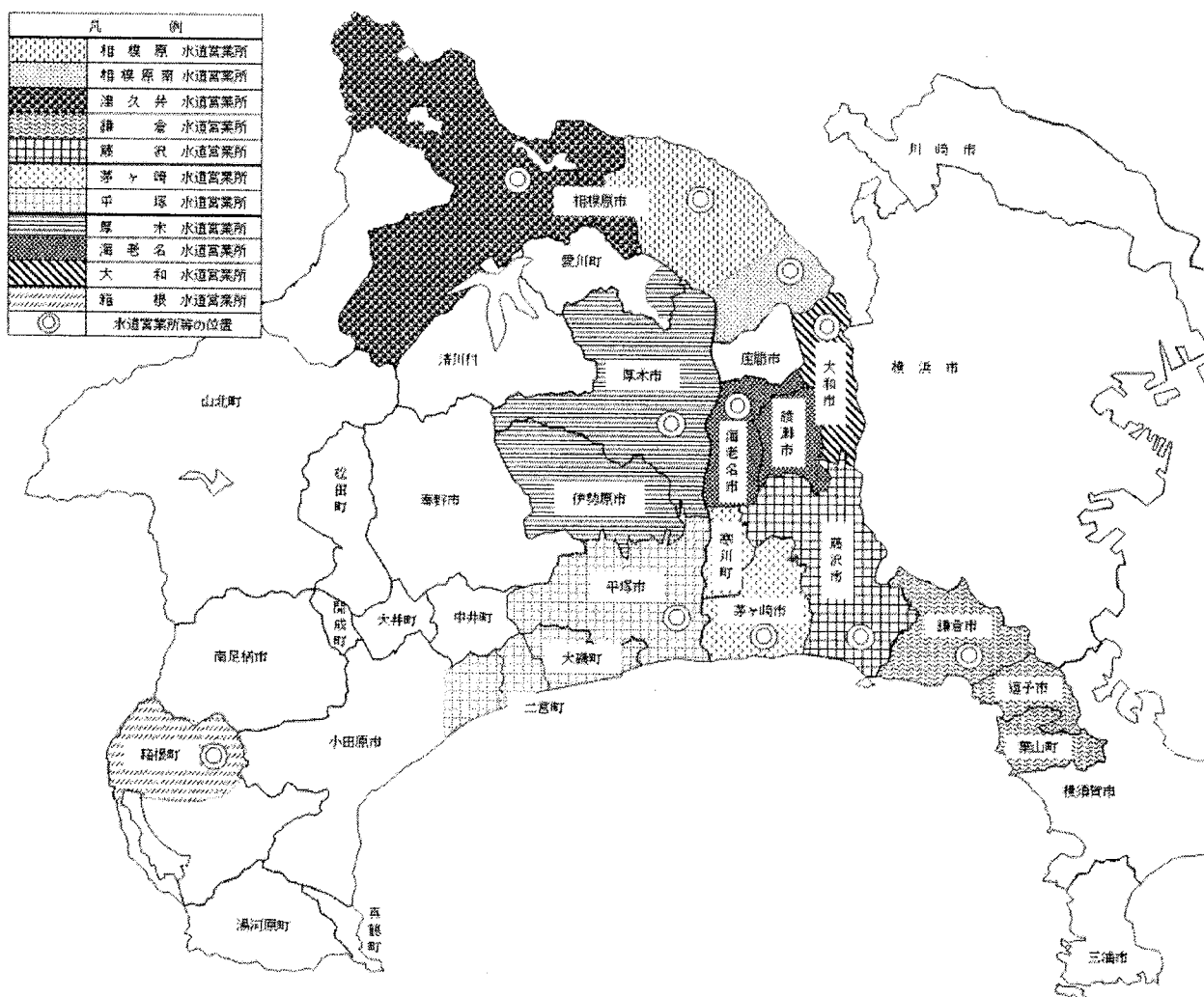
県営水道では、これまでも負担の公平性の確保の観点から、平成 18 年の料金改定時に一部見直し（従量料金に係る消費税等相当額減免の廃止）を行いました。平成 24 年 8 月に県町村会から、生活保護費受給世帯に対する減免制度について見直しの要望がなされ、これを機に減免制度全般について、公平性の確保の観点から検証し、次のとおり見直し案を作成しました。

5 今回の見直し案

- (1) 平成 26 年 4 月から、生活保護費受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設の減免制度を廃止します。
- (2) ただし、民間社会福祉施設及び民間医療施設については、次のとおり段階的に減免率を引き下げる経過措置を設けます。

	現行	26 年 4 月～	27 年 4 月～	28 年 4 月～	29 年 4 月～
民間社会福祉施設	40%	30%	20%	10%	廃止
民間医療施設	10%	5%	廃止	—————	—————>

1 県営水道の給水区域 (12市6町)



2 県内の他水道事業者の実施状況 (18事業者中)

No.	減免対象	減免実施事業者	廃止状況
1	民間社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市 (基本料金及び基本料金にかかる消費税) ・座間市 (児童養護施設のみ 10%) ・箱根町 (水道料金の 40%) (※愛川町 (水道料金の 40%)) 	20年 4月 横浜市 20年 6月 座間市 (児童養護施設以外) 24年 4月 三浦市
2	民間医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町 (水道料金の 10%) (※愛川町 (水道料金の 10%)) 	20年 4月 横浜市
3	生活保護費 受給世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・山北町 (基本料金及び基本料金にかかる消費税) ・箱根町 (基本料金及び消費税) ・清川村 (基本料金及び基本料金にかかる消費税) 	17年 10月 横浜市 18年 10月 川崎市、横須賀市 20年 6月 座間市 23年 4月 秦野市 24年 4月 三浦市、(※愛川町)

※ 愛川町では、福祉部局の助成制度として実施しています。

神奈川県保育会減免見直し対象

公立保育所数 民間保育所数

	公立保育所数	民間保育所数	県水	県水以外	
1	横須賀市	10		21	市水
2	平塚市	10	21		
3	鎌倉市	6	12		
4	藤沢市	16	15		
5	小田原市	7		22	一部県水
6	茅ヶ崎市	7	15	※①	
7	逗子市	2	3		
8	三浦市			4	市水
9	秦野市	5		14	市水
10	厚木市	6	14		
11	大和市	5	3		
12	伊勢原市	4	7	※①	
13	海老名市	5	8		
14	座間市	9		8	市水
15	南足柄市	1		4	市水
16	綾瀬市	2	4		
17	葉山町	1	1		
18	寒川町		3		
19	大磯町	1			
20	二宮町	1	3		
21	中井町	0		1	町水
22	大井町	0		1	町水
23	松田町			1	町水
24	山北町	0			町水
25	開成町			2	町水
26	箱根町	3			一部県水
27	真鶴町			2	町水
28	湯河原町	5			町水
29	愛川町	6			一部県水
30	清川村				
		112	109	80	301

※①公立民営保育所は対象外

水道料金早見表(業務用)2か月毎検針

使用量m³ 水道料金

100	19,219
150	30,821
200	42,424
250	57,124
300	71,824
350	86,524
400	101,224
500	130,624
600	160,024
700	195,409

料金表(業務用2か月分)

基本料金	16m ³ までの分	1,420円
従量料金 (1m ³ の単位)	17m ³ から100m ³ まで	201円
	101m ³ から200m ³ まで	221円
	201m ³ から600m ³ まで	280円
	601m ³ から2,000m ³ まで	337円
	2,001m ³ から20,000m ³ まで	394円
	20,001m ³ 以上	436円

平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会開催要綱

資料 6

1. 趣 旨

本連絡協議会は、保育関係者が各々の立場から今日の課題を持ち寄り、相互理解を深め、関係機関・団体とより一層の連携強化を図るとともに、効率かつ効果的事業の運営方策を導くために各組織別により研究・協議するものである。

2. 主 催

関東ブロック保育協議会・千葉市・千葉市保育協議会

3. 期 日

平成25年9月19日(木) ～ 20日(金)

4. 会 場

「オークラ千葉ホテル」 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3 TEL: 043-248-1111

<車>

・東関東自動車道・湾岸習志野 IC から 15 分/ 千葉市役所駅前交差点から 1 分

<電車>

・東京駅から JR 京葉線（快速）で 38 分、千葉みなと駅から徒歩 5 分

・千葉駅から千葉都市モノレール 1 号線で 5 分、市役所前駅から徒歩 5 分

5. 参加者

関東ブロック都県指定都市の保育協議会代表等及び事務担当者、保育士会代表、保育主管課職員、社協職員等

6. 参加経費

参加費 4,000 円(資料代等)

7. 日程及び内容

時 月日	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
				30	45	30	00	15		30	30	30
9月19日 (木)					受	全体会 I		移	職		休	交
					付	開	オリエン		域			
						式	テーショ	議				会
9月20日 (金)	全体会 II											
	報	講	閉									
	告	演	会									
				式								

(1) 全体会 I 13:30～14:00

- ・開会式
- ・オリエンテーション

(2) 職域別会議 14:15～17:30

A 保育部会・B 保育士部会・C 主管課部会・D リーダー育成部会・E 事務担当者部会

あらかじめ提出された提案協議題にそって情報交換・研究討議を行います。

なお、リーダー育成部会とは、現在各都県指定都市保育協議会で活動し、次のリーダーとして組織を支えている50歳までの方を対象とした部会です。

事務担当者の方は事務担当者部会を開催いたしますので、部会に参加いただくことになります。

(3) 全体会 II 9:00～11:30

・各職域別会議の報告 9:00～9:30

・講演 9:40～11:10

演題 「協同して遊ぶことと子どもたちの育ち」

講師 淑徳大学 総合福祉学部

教授 榎沢 良彦氏

・閉会式 11:15～11:30

8. 提案協議題について

各都県指定都市社協又は保育協議会において提案協議題をとりまとめるうえ、下記事務局宛に電子メールにてご提出ください。

※提出締切 平成25年6月14日(金) 必着

〈提出・問い合わせ先〉

千葉市保育協議会事務局 担当 宇山(ウヤマ)

(千葉市子ども未来局子ども未来部 保育運営課内)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター9階

TEL 043-245-5727 FAX 043-245-5894

メールアドレス chibashihokyo@yahoo.co.jp

9. 参加及び宿泊の申込み

(1) 宿泊費・交流会費

交流会費 7,000円 宿泊費(1泊朝食付)

会場及び宿泊先ホテル 別紙参照

- ・オークラ千葉ホテル
- ・ホテルポートプラザ千葉
- ・ホテルニューツカモト
- ・カンデオスホテル

(2) 参加申込み方法

- ①各都県指定都市社協又は保育協議会でとりまとめのうえ、別紙参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにて下記までお送りください。

※申込み締切 平成 25 年 8 月 30 日(金)

〈申込先〉

名鉄観光サービス(株)千葉支店 担当 鈴木(スズキ) 本吉(モトヨシ)
〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目20番1号
TEL 043-225-3731 FAX 043-245-3734

- ① 申込み内容の確認が出来次第、請求書を送付します。代金は請求書に記載されている口座にお振込みください。お振込みの際の送金手数料は各自ご負担願います。
- ② 参加券の発行はございません。当日受付までお越しください。
- ③ 参加費・交流会費・宿泊費の取り消しにつきましては、下記、表のとおりホテルのキャンセル規定の適用となります。

大会参加費・交流会費取消料基準

取り消し日	参加費	交流会費	宿泊費
大会開催日前日より起算して 8日以前	全額払い戻し	全額払い戻し	全額払い戻し
7日～2日前	100%	100%	20%
前日	100%	100%	40%
当日	100%	100%	50%
無連絡不参加	100%	100%	100%

10. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用について

参加申込書に記載された個人情報については、適切な取扱いをしたうえで平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会事務局と名鉄観光サービス(株)千葉支店において、共同利用させていただきます。同情報は参加申込受付・参加者管理・参加にあたり希望される宿泊等のサービス提供、会議運営に必要な範囲で使用いたします。

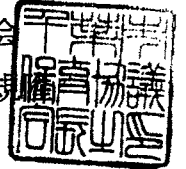
(2) 参加者名簿の作成について

研修参加者同士の交流・親睦を図るため、参加申込書に記載された情報をもとに、参加者名簿(都県指定都市名・所属団体名・役職名・参加者氏名)を作成し、当日の配布資料に使用いたします。

平成25年5月17日

関東ブロック各都県指定都市
社会福祉協議会事務局長 様
保育組織会長 様

千葉市保育協議会
会長 吉江 規



平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会の開催について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度の標記協議会を本市が当番県として別添開催要綱のとおり開催することとなりました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、開催要綱を貴都県指定都市の保育主管課及び保育関係組織並びに中核市の保育主管課に送付願うとともに、提案協議題及び参加者の取りまとめについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 期 日 平成25年9月19日（木）～20日（金）（1泊2日）

2 会 場 「オークラ千葉ホテル」
〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-3
電話 043-248-1111

<車>東関東自動車道・湾岸習志野ICから15分/千葉市役所駅前交差点から1分

<電車>東京駅からJR京葉線（快速）で38分、千葉みなと駅から徒歩5分

千葉駅から千葉都市モノレール1号線で5分、市役所前駅から徒歩5分

3 参加・宿泊の取りまとめ

別紙様式により都県指定都市社会福祉協議会又は保育協議会ごとに参加者を取りまとめ、名鉄観光サービス(株)千葉支店までお申し込みください。

・申込期限 平成25年8月30日（金）

4 提案協議題の取りまとめ

- ・ 提案協議題を都県指定都市社会福祉協議会又は保育協議会において別紙様式により取りまとめ当会事務局あてにご提出ください。

なお、提案協議題については、別途報告様式のデータをお送りしますので電子データでご提出くださるようお願いいたします。

- ・ 提出期限 平成25年6月14日（金）

5 提案協議題の提出区分

- ① 都県指定都市及び中核市の保育主管課（主管課部会）
- ② 都県指定都市の保育協議会（保育部会）
- ③ 都県指定都市の保育協議会（リーダー育成部会）
- ④ 都県指定都市の保育士会（保育士部会）
- ⑤ 都県指定都市の事務担当者（事務局担当者部会）

6 お問い合わせ先

千葉市保育協議会事務局（担当：宇山）

（千葉市こども未来局こども未来部 保育運営課内）

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号

千葉中央コミュニティセンター9階

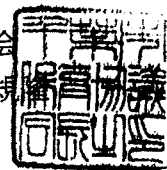
電話：043-245-5727 FAX：043-245-5894

メールアドレス chibashihokyo@yahoo.co.jp

平成25年5月17日

関東ブロック各都県指定都市
社会福祉協議会・保育組織事務局 担当者 様

千葉市保育協議会
会長 吉江 規



平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会
提案協議題の提出について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会開催にあたり、提案協議題についての書式を送付いたしますので、提出期限までに下記により電子データでのご提出をお願いいたします。

記

1 提出の手順について

① 協議題は、下記により部会ごとに提案を依頼して下さい。

- ・保育部会：各都県市の保育協議会等の団体
- ・保育士部会：各都県市の保育士会等の団体
- ・主管課部会：各都県市の保育担当主管課
- ・リーダー育成部会：各都県市の保育協議会等の団体
- ・事務局担当者部会：各都県市の保育協議会事務局担当者

※ リーダー育成部会については、全国保育協議会から通知のあった「平成25年度ブロック保育協議会人材養成支援事業の申請」において、本助成の対象となる事業は、「現在、各地方組織の中核で活躍している次のリーダーを対象とした人材育成事業」とされており、実施要綱において、テーマ・おすすめ方が指定されています。

- ② 各部会からの提案協議題を取りまとめ、千葉市保育協議会までデータで提出して下さい。
- ③ 各都県市の提案協議題を集約し再度お送りしますので、各都県市に回答を依頼して下さい。
- ④ 各都県市の提案協議題の回答を集約し、再度千葉市保育協議会までデータで提出して下さい。
- ⑤ 本会において、各部会の提案協議題をまとめ当日の資料を作成します。

提出締切 平成25年6月14日(金)

平成25年度関東ブロック保育事業連絡協議会

提案協議題

部会名		都県市名	
-----	--	------	--

協議題

提案理由

※資料作成の都合上メールにて、ご提出お願い致します。

【提出先及び問合せ先】

千葉市保育協議会事務局（担当：宇山）

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2番1号千葉中央コミュニティセンター9階

千葉市こども未来局こども未来部保育運営課内

電話：043-245-5727 FAX：043-245-5894

メールアドレス chibashihokyo@yahoo.co.jp

関東ブロック保育事業連絡協議会協議議題一覧(H24)

部会名	都市県名	協議題
保育部会	千葉県	財源確保について
保育部会	栃木県	保育施設における事故防止について
保育部会	東京都	保育所における災害に対応した基盤の整備について
保育部会	東京都	次世代リーダーの育成について
保育部会	山梨県	児童福祉施設の最低基準を都道府県の条例化とする対応について
保育部会	群馬県	最低基準について
保育部会	茨城県	保育協議会への加入資格について
保育部会	群馬県	保育士養成校との意見交換会について
保育部会	山梨県	福祉第三者評価事業の現状と展望について
保育部会	静岡県	各都県市における「認定こども園」の設置状況及び今後の対応につ
保育部会	神奈川県	最低基準に関する各都県市の状況と今後の対応について

部会名	都市県名	協議題
リーダー育成部会	群馬県	青年部の活動について
リーダー育成部会	千葉県	保育所、保育士の社会的地位向上、優秀な保育士の確保
リーダー育成部会	埼玉県	新規保育所の加入促進、他2団体との連携

部会名	都市県名	協議題
主管課部会	神奈川県	「関東ブロック保育研究大会」に係る都県市の補助・負担金について
主管課部会	長野県	安心こども基金地域子育て特別支援事業に追加された「児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保」取組
主管課部会	相模原市	支援保育コーディネーター制度について
主管課部会	相模原市	病児・病後児保育の実施状況について
主管課部会	茨城県	「子ども・子育て会議」の設置について
	茨城県	同一敷地でない認定こども園の認定する場合の条件確認

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・国の「子ども・子育て会議」委員が決定、公表される～全保協からは、佐藤秀樹副会長が就任～…………… 1
- ・保育所における食物アレルギー等を有する乳幼児への対応について～「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のポイント示される～…………… 4
- ・保育所入所待機児童数は46,127人に～平成24年10月現在、昨年比490人余の減少～…………… 4
- ・平成23年度認可外保育施設の現況について～施設は増加、入所児童数は減少、ベビーホテルはともに増加～…………… 5
- ・平成25年度人事異動のお知らせ（厚生労働省、全国社会福祉協議会）…………… 6

◆国の「子ども・子育て会議」委員が決定、公表される◆

～全保協からは、佐藤秀樹副会長が就任～

去る4月9日、内閣府は、国に設置する「子ども・子育て会議」の委員を決定、公表しました。この会議は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者の内から、25人以内で組織し、内閣総理大臣が任命するものです。【子ども・子育て支援法（第72条～75条を参照）】

本会議では、子ども・子育て支援新制度の具体的な運用に関する基本指針や認可・運営基準、支給認定（保育の必要性の認定）基準、公定価格、幼保連携型認定こども園要領（仮称）などの検討が行われることとなります。なお、第1回目の「子ども・子育て会議」は、4月下旬に開催が予定されています。

全保協では、昨年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が成立し、8月22日に公布された直後より、国の「子ども・子育て会議」の委員として全保協が任命されるよう、各関係機関等に積極的な要望活動を行ってきました。その結果、佐藤秀樹全保協副会長が委員として参画することが決定しました。

今後は、「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切する社会」をめざし、新制度のより良い運用に向けて意見を主張していきます。

○「子ども・子育て会議」委員

役 職	氏 名
東京大学大学院教育学研究科教授	あきた きよみ 秋田 喜代美
全国国公立幼稚園長会会長	あらか ひさこ 荒木 尚子
恵泉女学園大学大学院教授	おおひなた まさみ 大日向 雅美
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	おくやま ちづこ 奥山 千鶴子
高知県知事	おざき まさなお 尾崎 正直
東京商工会議所人口政策委員会委員	おみ あさこ 尾身 朝子
淑徳大学総合福祉学部教授	かしわめ れいほう 柏女 霊峰
全国私立保育園連盟副会長	きつはら じゅんしん 橘原 淳信
三鷹市長	きよはら けいこ 清原 慶子
全国小規模保育協議会理事長	こまざき ひろき 駒崎 弘樹
株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	こむろ よしえ 小室 淑恵
読売新聞東京本社社会保障部次長	さかきばら のりこ 榊原 智子
日本保育協会理事	さかざき たかひろ 坂崎 隆浩
全国保育協議会副会長	さとう ひでき 佐藤 秀樹
東京大学大学院情報学環教授	さとう ひろき 佐藤 博樹
日本労働組合総連合会副事務局長	すがや いさお 菅家 功

一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長	たかお よしまさ 高尾 剛正
全日本私立幼稚園PTA連合会副会長	つきもと きく 月本 喜久
NPO法人全国認定こども園協会副代表理事	ふると かずひで 古渡 一秀
全日本私立幼稚園連合会副会長	ほうじょう ひろまさ 北條 泰雅
公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長	みやした こ 宮下 ちづ子
白梅学園大学子ども学部教授	むとう たかし 無藤 隆
NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事	よしだ ひろき 吉田 大樹
社会福祉法人東京聖労院顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長	よしはら けん 吉原 健
聖籠町長	わたなべ ひろきち 渡邊 廣吉

(敬称略/50音順/平成25年4月9日付)

○ 「子ども・子育て会議」専門委員

一般社団法人全国病児保育協議会会長	いなみ まこと 稲見 誠
公益社団法人日本医師会常任理事	いまむら さだおみ 今村 定臣
秦野市教育委員会教育長	うちだ けんじ 内田 賢司
公益社団法人日本助産師会専務理事	かさい けいこ 葛西 圭子
公益社団法人全国保育サービス協会理事	さかもと ひでみ 坂本 秀美
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長	すずき みちこ 鈴木 道子
全国認定こども園連絡協議会会長	ためかわ よしつぐ 溜川 良次
一般社団法人日本こども育成協議会副会長	やまぐち ひろみ 山口 洋

(敬称略/50音順/平成25年4月9日付)

* 専門委員の位置づけについては、委員の公表時には明らかにされてはいません。全保協事務局より内閣府に確認したところ、『専門事項を調査いただく部会を設置する』との回答を得ています。

◆保育所における食物アレルギー等を有する 乳幼児への対応について◆

～「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のポイント示される～

去る4月9日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課から、都道府県等の保育担当者あてに「新年度の保育所給食における食物アレルギー等を有する乳幼児への対応等について」の事務連絡が発出されました。

これは、平成24年12月、東京都内の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食によるアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故があった状況を鑑みて、保育所で預かる乳児・幼児は学童に比べて食物アレルギーの頻度が高いことや、乳幼児期には食物アレルギーの寛解（耐性化）も多く、変化が早いことなど、細心の注意が必要であることから、新年度の保育所における給食の実施にあたっての留意すべきポイントについて示したものです。

内容については、別紙（付録①、②）をご参照ください。

◆保育所入所待機児童数は 46,127 人◆

～平成 24 年 10 月現在、昨年比 490 人余の減少～

厚生労働省は、平成 24 年 10 月現在の保育所入所待機児童数の状況をとりとまとめ、3 月 27 日に公表しました。

待機児童状況は次のとおりです。

- 保育所入所待機児童数は、46,127 人で昨年の同時期と比較し 493 人減少
- 平成 24 年 4 月の待機児童数 24,825 人から、21,302 人増加（1.8 倍）

なお、過去 4 年間の待機児童の状況等は、下表のとおりです。

1. 保育所待機児童の状況

	4 月	10 月	4 月から 10 月の比較
平成 21 年	25,384 人	46,058 人	1.8 倍
平成 22 年	26,275 人	48,356 人	1.8 倍
平成 23 年	25,556 人	46,620 人	1.8 倍
平成 24 年	24,825 人	46,127 人	1.8 倍

2. 年齢区分別待機児童数

	24 年 4 月待機児童数	24 年 10 月待機児童数
3 歳未満児（0～2 歳）	20,207 人	40,405 人
うち 0 歳児	3,170 人	17,628 人
うち 1～2 歳児	17,037 人	22,777 人

3歳以上児	4,618人	5,722人
全年齢児合計	24,825人	46,127人

※10月1日の待機児童数は、自治体ごとに保育所入所手続き等が異なるため、参考値として集計しています。また、全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握しています。

なお、詳細は、下記のURLまたは、厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2013年3月よりご参照いただけます。

<http://www-bm.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002yapj.html>

◆平成23年度 認可外保育施設の現況について◆

～施設は増加、入所児童数は減少、ベビーホテルはともに増加～

厚生労働省は、平成23年度の「認可外保育施設」の現況について、都道府県等が実施した平成24年3月31日現在の指導監督状況の報告を集計し取りまとめたものを、3月27日に公表しました。

認可外保育施設の現況は下表のとおりです。

	か所数	前年度比
認可外保育施設の総数	7,739か所	160か所の増
（内訳）ベビーホテル	1,830か所	121か所の増
その他の認可外保育施設	5,909か所	39か所の増

入所児童の総数		
	184,959人	1,148人の減
（内訳）ベビーホテル	32,688人	1,920人の増
その他の認可外保育施設	152,271人	3,068人の減

*このとりまとめにおける「認可外保育施設」とは、児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことです。このうち、（1）夜8時以降の保育、（2）宿泊を伴う保育、（3）一時預かりの子どもが利用児童の半数以上、のいずれかを常時運営している施設については、「ベビーホテル」と言います。

*指導監督は、これらの施設が、子どもを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、都道府県などが立ち入り検査するもので、対象は、少数の子どもを保育する施設など、都道府県知事に届出が義務付けられていない施設を含む、すべての認可外保育施設です。立ち入り検査は、原則として年1回以上行います。なお、やむを得ずに対象を絞る場合でも、ベビーホテルについては必ず年1回、実施することになっています。

*本調査では、「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含みますが、事業所や病院が従業員のために設置する「事業所内保育施設」は含んでいません。ただ、参考のために事業所内保育施設も把握できるものについては集計し、結果を記載しています。

なお、詳細は、下記の URL または、厚生労働省ホームページ＞報道・広報＞報道発表資料＞2013年3月よりご参照いただけます。

<http://www-bm.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ybfx-att/2r9852000002ybhe.pdf>

◆平成25年度 人事異動のお知らせ◆

1. 厚生労働省（4月1日付／雇用均等・児童家庭局保育課関係抜粋）

新	氏名	旧
保育課長補佐 総務課少子化対策企画室長補佐併任 内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付）併任 子ども・子育て支援新制度施行準備室室員併任	岩崎 武司	社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室長補佐
保育課保育指導専門官	馬場 耕一郎	社会福祉法人友愛福祉会
保育課幼保連携推進室長補佐 保育課幼保連携推進室幼保連携推進専門官併任 保育課長補佐併任 内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付）併任 子ども・子育て支援新制度施行準備室室員併任 文部科学事務官（文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼保連携推進室）併任 社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉監査官併任解除 社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室併任解除	寺澤 潔司	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長補佐 社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉監査官併任 社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室併任
保育課総務係長	小島 裕司	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課総務係長
保育課主査	田 仲 遥	保育課（予算係）
保育課主査	坂 部 太 一	保育課（在宅保育係）
保育課在宅保育係長併任	武居 貴裕	保育課運営費係長

<p>総務課少子化対策室長補佐 保育課併任 内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付）併任 子ども若者・子育て施策総合推進室室員併任</p>	堀 泰 雄	相模原市健康福祉局福祉部地域福祉課長
<p>母子保健課主査 保育課併任 保険局医療課併任解除</p>	小 林 仁 美	医政局看護課看護サービス推進室看護研修推進係長 保険局医療課併任
<p>母子保健課栄養専門官 家庭福祉課併任 育成環境課併任 保育課併任 健康局がん対策・健康増進課併任 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課併任</p>	米 倉 礼 子	消費者庁食品表示課衛生調査官
<p>総務課少子化対策企画室子育て支援係長 総務課少子化対策企画室調査係長併任 育成環境課併任 保育課併任</p>	長谷川 純	総務課少子化対策企画室計画係長
<p>総務課長補佐 総務課少子化対策企画室長補佐併任解除 内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付）併任解除子ども・子育て支援新制度施行準備室室員併任解除</p>	田 村 悟	保育課長補佐 総務課少子化対策企画室長補佐併任 内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）付）併任 子ども・子育て支援新制度施行準備室室員併任
国立武蔵野学院庶務課長	大須賀 浩 一	保育課幼保連携推進室長補佐
<p>家庭福祉課児童扶養手当特別指導監査官 育成環境課児童健全育成専門官併任 育成環境課放課後児童クラブ需給対策官併任 育成環境課児童手当管理室併任</p>	百 瀬 秀	保育課総務係長
復帰（新宿区）3/31付	丸 山 裕美子	保育課保育指導専門官
復帰（埼玉県）3/31付	今 井 健 治	保育課在宅保育係長

2. 全国社会福祉協議会（4月1日付／児童福祉部関係抜粋）

新	氏名	旧
理事 中央福祉学院学監兼任	山田 秀昭	理事・事務局長 中央福祉人材センター長兼任
事務局長 中央福祉人材センター長兼任	渋谷 篤男	事務局次長 政策企画部長兼任
児童福祉部長	古田 清美	高年・障害福祉部長
児童福祉部副部長	大元 格彦	児童福祉部参事
児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)	井上 秀夫	高年・障害福祉部参事
児童福祉部参事 (全国児童養護施設協議会担当)	岡田 茂樹	総務部参事 国際部兼任
児童福祉部員 (全国母子生活支援施設協議会担当)	城 朱美	中央福祉人材センター部員
児童福祉部部員 (全国保育士会担当)	鳥生 多恵子	社会福祉法人旭川荘より出向
法人振興部長	松島 紀由	児童福祉部長
民生部副部長	妹尾 多加義	児童福祉部副部長
総務部付副部長	藤咲 宏臣	児童福祉部参事 (全国児童養護施設協議会担当)
地域福祉部参事	宮崎 容一郎	児童福祉部参事 (全国母子生活支援施設協議会担当)
民生部部員	森山 小楨	児童福祉部員 (全国保育士会担当)
(出向解除、3/31付)	鈴木 一也	児童福祉部付 (社会福祉法人 天竜厚生会より出向)

*全国保育協議会担当は、下記のとおりです。今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 部長	古田 清美
副部長	大元 格彦
参事	岡澤 和枝
参事	井上 秀夫
部員	山本 有作
職員	宝田 順子
職員	細江 千春

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課保育担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

新年度の保育所給食における食物アレルギー等を有する
乳幼児への対応等について

保育所における給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしている
ところです。

平成24年12月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食
によるアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故がありました。このよう
な痛ましい事故を保育所において絶対に発生させてはなりません。他方、保育所で預かる乳
児・幼児は学童に比べて食物アレルギーの頻度が高いことや、乳幼児期には食物アレルギー
の寛解（耐性化）も多く、変化が早いことなどから、細心の注意が必要です。

新年度からの保育所における給食の実施に当たっては、乳幼児の新規入所や転入のほか、
保育士や調理員の人事異動など多くの面で環境の変化があります。つきましては、食物アレ
ルギー等を有する乳幼児の対応に関して、以下の参考資料及び別紙も参照しながら、改めて、
所内体制等の再確認を行っていただき、一人一人の乳幼児の状況に応じた万全の体制での対
応に努めていただくよう、貴管内の保育所に対し、周知くださるようお願いいたします。

(参考)

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月)
(文書) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>
(動画) <http://www.youtube.com/watch?v=pJOAM8dE7WU&feature=plcp>
<http://www.youtube.com/watch?v=axFou4QgB-4>
(Q&A) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku04.pdf>
- 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>
- 「自己注射が可能な「エピペン®」(エピネフリン自己注射薬)を処方されている入所児童
への対応について」(平成23年10月14日 雇児保発1014第2号)
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T111017N0010.pdf>

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
馬場・西田
電 話：03-5253-1111
(内線 7919・7918)
F A X：03-3595-2674
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

保育所における食物アレルギー等を有する乳幼児への対応について ～「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のポイント～

保育所給食における食物アレルギー等を有する乳幼児等への対応について、特に留意すべきポイントについて以下にまとめた。対応の詳細については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を御覧いただきたい。

(1) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下 生活管理指導表）の活用 【ガイドラインP7～参照】

アレルギー疾患の乳幼児に対する取組を進めるためには、個々の乳幼児について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。そのためには、生活管理指導表の活用が有効である。

生活管理指導表は、原則として保育所における配慮や管理が必要と思われる場合に使用されるものであり、次のように活用が想定される。

- 保育所は、アレルギー疾患のある乳幼児が保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り、生活管理指導表の提出を求める。保育所は、提出された生活管理指導表に基づき、施設長や嘱託医、看護師、栄養士、調理師等と保護者が協議し取組を実施する。
- 生活管理指導表については、個人情報取扱に留意するとともに、緊急時等について職員のうち誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

食物アレルギーによる食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと、食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には、生活管理指導表を参考に、保護者や主治医等とも相談しながら適切な対応を求めることが必要である。

(2) 保育所給食での食物アレルギー対応の工夫・注意点

【ガイドラインP40～参照】

- ① 献立を作成する上で
 - 1) 除去を意識した献立
代替献立を意識し、調理が可能であるかを検討した上で取り入れるとよい。
 - 2) 新規に症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立
そば、ピーナッツは誘発症状が重篤になる傾向があり、エビ・カニ・キウイ・バナナは幼児期以降に新規誘発する傾向があり注意を要する。
 - 3) 調理室における調理作業を意識した献立
混入（コンタミネーション）を避けるための作業動線や作業工程の工夫を献立の時点で考慮する。

- ② 保育所で「初めて食べる」ことを避ける
家庭において可能であれば、2回以上、保育所で提供する量程度、もしくはそれ以上の量を食べて何ら症状が誘発されないことを確認した上で、その食物を給食で食べるのが理想である。
- ③ アレルギー食対応の単純化
子どもが安全に保育所生活を送るという観点から「完全除去」か「解除」の両極で対応を進めるべきである。
- ④ 加工食品の原材料表示をよく確認する
加工食品を使用する際は、原材料の確認のとれないものの使用はするべきではない。
- ⑤ 保育所職員による誤食予防の体制作り（知識の習熟、意識改革、役割分担と連携など）
事故予防の見地から、最も重要なことは、職員全体の食物アレルギー及びアナフィラキシーに対する知識の啓発と習熟、当事者意識の向上と維持、そして患児の状況把握である。それぞれの職員で役割分担を行い、対応漏れに注意し、職員間の連携を密にする。
- ⑥ 食材を使用するイベントの管理
誤食事故は、非日常的なイベント時（遠足、運動会など）に起こる傾向があるので注意が必要である。
- ⑦ 保護者との連携
乳幼児の生活の基本は本来、家庭にある。あくまでも家庭における食生活が主体であり、その延長線上に保育所の給食があるようにする。また、一般的に食物アレルギーの保護者は育児不安になることも多く、保育所では面談等を実施し、日頃から保護者の声に耳を傾ける必要がある。

(3) アレルギー疾患の緊急時対応（アナフィラキシーへの対応）

【ガイドライン P33、P57～参照】

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。乳幼児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物である。

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識障害などがみられる子どもに対しては、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。

そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）を処方されている場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。

乳幼児が「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）の処方を受けている場合には、本注薬に関する一般知識や、処方を受けている乳幼児についての情報を職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、職員誰もが適切な対応をとるためには不可欠なことである。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・国の「子ども・子育て会議」が開催される～子ども・子育て会議基準検討部会の設置が決定、各種基準、給付費の算定基準等を今後検討～…………… 1
- ・「待機児童解消加速化プラン」が発表される～「子ども・子育て支援新制度」施行前の支援策として、平成 25・26 年度に 20 万人の保育を確保～…………… 11

◆国の「子ども・子育て会議」が開催される◆

～子ども・子育て会議基準検討部会の設置が決定、
各種基準、給付費の算定基準等を今後検討～

去る 4 月 26 日、内閣府において、国に設置された「子ども・子育て会議」の第 1 回目が開催されました。

会議冒頭、森まさこ少子化対策担当大臣より、「子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育てに対する質・量の両面にわたった支援の充実を図り、当事者、関係者のニーズに応える仕組みを作っていく。子どもにとって最善の利益が実施されるよう、協力をお願いしたい」とのあいさつがありました。

その後、本会議の会長に、無藤隆白梅学園大学子ども学部教授を選出、会長代理には、佐藤博樹東京大学大学院情報学環教授が、無藤会長より指名されました。また、各種基準及び給付費の額の算定基準等の検討を行うため、子ども・子育て会議のもとに、基準検討部会が設置され、本会から子ども・子育て会議に委員として就任している佐藤副会長も、部会委員として参画することになりました。

議事は、基本指針の概要（案）と基本指針への主な記載事項としての「子ども・子育て支援の意義」、「計画作成指針関係」についてと、「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について、資料説明が行われ、その後各委員より意見が出されました。

本会の佐藤副会長は、「子ども・子育て支援の意義にある、家庭の意義及び役割において、（父母やその他の保護者が）第一義的責任を有するとあるが、このことを強く打ち出さないことが、今回の子ども・子育て支援では大切ではないかと考える。例えば、資料には、家庭・地域・施設等の連携の重要性が記載されているが、地域等で連携するためには共通の目的が必要であり、それが基本指針にあたるものであると思う。どの子ども健やかに育つためには連携が必要であり、基本指針を共通の目的と位置づけるべきではないか。

また、家庭・地域・施設等の連携を地域で展開するにあたっては、地域の実情に照らすことが重要ではないか。例えば、保育の必要性の認定では、保護者の就労が主たる要件となっているが、保育を受ける子ども自身の要件なども鑑みて、認定するということも必要ではないか」と、発言しました。

今後は、5月8日（水）に「子ども・子育て会議第1回基準検討部会」、5月31日（金）に「第2回子ども・子育て会議」が開催される予定です。

会議の内容は、以下のとおりですが、当日の資料及び動画が、下記の URL または、「内閣府>少子化対策トップ>子ども・子育て支援新制度について」から確認することができます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/

子ども・子育て会議（第1回）議事概要メモ（敬称略）

*以下の内容については、本会議に出席の佐藤副会長に随行した全保協事務局の当日の記録メモにより作成したものであり、発言者の確認を得ているものではありません。お取り扱いにはご留意ください。

- ◆ 日時：平成25年4月26日（金）13:00～15:30
- ◆ 会場：中央合同庁舎第4号館（11階）共用第1特別会議室
- ◆ 議事
 - (1) 会議の運営について
（会長の選任、会長代理の指名、会議運営規則の決定、部会の設置）
 - (2) 基本指針について
 - (3) 被災地子ども・子育て懇談会について
 - (4) その他

◆ 会議の経過（長田浩志内閣府参事官立ち上げ）

1. 森まさこ 少子化対策担当大臣のあいさつ

- 昨年8月に子ども・子育て関係3法が成立し、早ければ平成27年4月より施行される。新たな制度では、消費税の増税により確保された恒久財源7,000億円をはじめ、1兆円超の財源の確保をめざして、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や、小規模保育等給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを行い、子ども・子育てに対する質・量の両面にわたった支援の充実を図り、当事者、関係者のニーズに応える仕組みを作っていく。
- 会議のメンバーには、子どもの保護者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て支援当事者、学識経験者などさまざまな方に参画をいただき、基本指針、各種基準、公定価格の体系など具体的な制度設計について議論いただけることは意義深いものである。
- また、新制度では、被災地の実情をふまえて対応していくことも重要であることから、私の指示により被災地懇談会を設置し、直接現地に行き実情を把握していくこととしている。去る4月15日は福島において懇談を実施し、有意義な意見を伺うことができた。
- 子どもにとって最善の利益が実施されるよう、協力をお願いしたい。

2. 委員紹介

3. 会議の運営について

(1) 委員紹介

（森まさこ少子化対策担当大臣は退席）

(2) 会長の選任

奥村委員（NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長）より、無藤委員（白梅学園大学子ども学部 教授）が推薦され、承認された。

〔無藤会長あいさつ〕

- 子ども・子育て会議は、新制度の施行に向けて、具体的に議論するための会議であり、本年度中に検討すべき事項は多い。本会議には自治体の代表者も参画している。自治体に設置される会議での議論をすすめるためには、本会議での議論はスケジュール感を持ち、かつ拙速とならないようすすめていかなければならない。
- (4) 会長代理の指名
無藤会長より、佐藤委員（東京大学大学院情報学環 教授）を指名した。
- (5) 子ども・子育て会議運営規則（案）について
子ども・子育て会議運営規則を承認。
- (6) 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について（案）
部会の設置は承認され、委員31名が発表された。部会長は、無藤子ども・子育て会議会長が兼務する。

(7) 資料説明

(8) 質疑応答及び意見

北條委員（全日本私立幼稚園連合会 副会長）

- （資料4「子ども・子育て関連3法について」の説明を受けて）これまでの経緯については理解している状況にはない。子ども・子育て新システムには団体として反対してきた。資料4の33ページに子ども・子育て新システムからの検討経緯が記載されているが、基本制度ワーキングチームのまとめには賛成でないと表明してきた。にもかかわらず、全員賛成を得たとの報告のもと、昨年3月に法案が国会に提出されたことは遺憾である。
- 本会議は、これまでとは性格が違うものとして、きちんとやっていただけることを前提として議論に参画する。

無藤会長

- この会議でしっかりと議論していきたい。しかし会議の時間は限られているので、発言への説明が十分に行われない場合もあるので、意見は事務局に寄せてほしい。

長田参事官

- できる限りていねいな進行を心がけたい。

宮下委員（公益社団法人全国幼児教育研究協会 理事長）

- 現場ではわからないことが多く、私立幼稚園はこの制度をどのような立ち位置で受け入れたらよいのか不安がある。今後は、早く情報提供をしていただき、新しい制度への移行は、納得できるものとしていきたい。
- 幼児教育は人間形成の土台となるもの。子どもにとってふさわしい環境や仕組みとなるよう協議していただきたい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会 副会長）

- 資料7（待機児童解消加速化プラン）の待機児童の定義について説明をいただきたい。地域によっては、待機児童ばかりではなく、定員に空きのあるところもあるが、どのような調査なのか。
- 安倍総理の「育児休業3年に延長」との発言は重いですが、それを実現するためのスケジュールが示されていないことは理解しがたい。
- 幼稚園の預かり保育についても言及があった。（親の）働き方は多様化しており、幼稚園において対応できることもあり、協力していきたい。

橋本厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

- 待機児童の定義は、基本的には4月1日時点の調査において、保育所の入所申し込みをして要件も満たしているが入所できていない状態をいう。また、地域のなかでも申し込み状況の分布があり、申し込みが集中しているところ、一方で空きのあるところ

もあり、ある程度はやむを得ない。そのうえで、待機児童調査をする時には、近隣で入所できる保育所があるにもかかわらず、特定の保育所の入所を望み、そこに入れないため、利用を見合わせている場合は、待機児童の数から除いている。

- また、幼稚園における預かり保育は、子育て支援の一環としてお取り組みいただくことを、期待している。

定塚厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

- 育児休業については、希望する男女が育児休業や短時間勤務を取得できる環境整備の推進と復帰の支援策が必要となる。企業においては、必ずしも取得希望に対応できていない状況もあり、次世代育成施策の推進が重要となる。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会 副会長）

- ぜひ、実現に向けたスケジュールを、ペーパーで示していただきたい。

秋田委員（東京大学大学院教育学研究科 教授）

- 資料6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）における記載事項として子ども・子育てをめぐる環境や子育て支援だけではなく、次の3点についても記載の検討が必要。
 - ① 日本の未来の担い手を育てていくための検討であるということを、子ども・子育てをめぐる環境や子どもの育ちの理念において、しっかりと書き込んでいただきたい。
 - ② 「施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性」の記載において、保育士の不足に対する量的な拡大と研修の議論、都道府県等広域での専門性の議論などが、これまでもあったかと思うが、それらに関する記載がない。集団による保育、教育、子どもの健やかな育ちには専門家が重要であり、その意義を書き込むべき。
 - ③ 「乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義」の記載において、乳幼児期と幼児期の記載がある。両面とも重要であるが用語の統一（整理）が必要である。3歳以上の学校教育と乳幼児期の教育と発達の重要性をかき分けていくことが必要。

荒木委員（全国国公立幼稚園長会 会長）

- 資料6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）にある、子ども・子育て支援の意義は大変大事である。
- これまでも、「子どもを一番に」という議論をしてきた。集団としての3歳以上の学校教育について、量ばかりではなく質について書き込んでいただきたい。
- 今後、具体的な議論においては、特別な支援が必要な子どもについても、論点として提起していきたい。

尾崎委員（高知県知事）

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供とあわせて、多様な地域の実情に沿った子ども・子育て支援の新制度の創設は意義深い。
- 今後の議論の方向性としては、必ずしも全国共通の標準を定めるだけではなく、一定の幅を持たせる。自治体を取り巻く環境は様々で、多様な地域の実情に合わせる部分もあることを考慮いただきたい。
- 基本指針等、都道府県としての広域調整や子ども・子育て支援事業支援計画等において、都道府県としての役割を果たすことが重要である。
- 安倍総理（提案）の待機児童解消加速化プランには賛成である。地域課題の速やかな解決に向けての取り組みを進めていただきたい。
- 全国知事会では、子育て世代である知事 10 県で子育て同盟を結成した。安心して子どもを生み、育てられる社会をつくり、地域や国に希望と活力を取り戻していくことに取り組む。

清原委員（三鷹市長）

- 子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチームにおいても、自治体の立場で発言してきた。
- ① 基礎自治体である市町村は、次世代育成支援行動計画の後期にある。現行の計画から（市町村子ども・子育て支援）事業計画に適切な移行が行われるように、早めに本会議でテンポのある協議が行われることが重要であり、協力していきたい。
- ② 資料 6-3（基本計画の主な記載事項「計画作成指針関係」）、第一の「子ども・子育て支援の意義」においては、「質」という言葉をしっかりと繰り返し入れていただきたい。計画においては量が目立つが、めざしているのは質の充実であり、それを実施するうえでの量の拡充である。
- ③ 同資料の 2 ページ、「二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・共同」について、基礎自治体の市町村においては「協働」の文字が一般的に使われることが増えている。子育てを多くの担い手が連携して関わり、子どもの最善の利益をめざし学校教育・保育を行うということから「協働」という表記が適切ではないか。
- ④ 同資料 13 ページの論点 4 「1 歳到達時から施設・事業を利用できる環境づくりについてどう考えるか」では、安倍総理の 3 歳までの育児休業についての問題提起があり、これから産業界や労働組合とも議論が深まっていくことになると思うが、現行での育休をとれない人もいることから、三鷹市では、0 歳児の定数を一部 1～2 歳児に移行させることの取り組みをしている。このような現場の取り組みも考慮していただきたい。
- ⑤ 同資料の 23 ページ、計画の見直しについては、PDCA を意識して地域や現場の動向等実情に応じて適切な修正をしていく含みを持った柔軟な計画にしていけることが重要である。

駒崎委員（全国小規模保育協議会 理事長）

- ① 基本指針において、マイノリティの子どもを含めた検討をしていただきたい。この制度では、すべての子どもたちを対象としており、障害のある子ども、ボーダーラインにある子ども、慢性疾患の子どもについても制度からこぼれ落とさないよう、基本指針に記載していただきたい。また、子どもの貧困など社会的障害を見据え、質の高いセーフティネットを用意するということを意義に盛り込んでほしい。
- ② 資料 6-4 に関連する調査票（のイメージ（たたき台））の間 13 における利用したい事業の選択肢に「小規模保育」を入れていただきたい。

小室委員（総ワーク・ライフバランス 代表取締役社長）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）の関係者の責務、役割において、ワーク・ライフ・バランスについて記載があるが、残業による延長保育は保育所への負担や親の罪悪感が大きいということもふまえて、企業のかかわりという視点や、自治体における子ども・子育て支援事業計画において、地域の企業へいかに働きかけるといった点からの書き込みをお願いしたい。

榊原委員（読売新聞東京本社社会保障部 次長）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）の子ども・子育てをめぐる環境では、環境が変化したことの認識を深め、どのような支援が必要なのか。子育てがこれほど難しくなったのは、親たちが変わった以上に、社会・企業が変わったことを書き込むことが必要だと思う。例えば、グローバル社会のなかで、長時間労働が増え、家族が変化、地域や社会が変化したことなど。また、子育ての孤立感・不安感、負担感とあるが、現実として孤立しており不安もあり負担もあることから、孤立・不安、負担という表記でよいのではないか。
- 家庭の意義及び役割について、記載内容に異論はないが、家庭の役割だけではなく、家庭がその役割を發揮できない場合は、社会が子どもの健やかな育ちを保障していくといった社会の役割への言及が必要となる。

坂崎委員（日本保育協会 理事）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）の 2 ページで、家庭の責任と親育ちへの支援については、家庭と園がきちんと連携していける方式を、組み込んでいくことが大事であり、そのことを記載していただければありがたい。
- 資料 6-3（基本計画の主な記載事項「計画作成指針関係」）の地域における需給調整、原則認可の考え方において、幼保連携型認定こども園の手上げ方式が自治体の子ども・子育て支援事業計画との関係がどう整理されるのか、ある程度の方向性を決めておくべきではないか。
- 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の作成について、別途行われることとなるが、本会議の場での報告を望む。

佐藤（博）委員（東京大学大学院情報学環 教授）

- 待機児童解消加速化プランは大事であり、子ども・子育て支援新制度の施行予定である平成 27 年につながっていくもの。質は大事であるが、限られた予算の中で、量の拡大は優先事項である。
- 資料 6-3（基本計画の主な記載事項「計画作成指針関係」）の 13 ページ、論点 4 「1 歳到達時から施設・事業を利用できる環境づくりについてどう考えるか」では、親の働き方、育児休業、短時間勤務をリンケージさせ、1 歳から確実に預けられるシステムとすることが大事。企業においても、見通しをもった人員体制が計画できる。
- 利用希望調査の資料において、利用調査の対象に、育児休業だけで短時間勤務が入っていない。また、子どもが生まれてからの人を対象とするのではなく、母子手帳の交付を受けたあたりの人を対象としたほうが、本当のニーズ調査となる。

菅家委員（日本労働組合総連合会 副事務局長）

- （幼児期の学校教育・保育の）量の見込みや提供体制の確保の内容及び実施時期の 3 点は、市町村子ども・子育て支援事業計画の中心であり、量の視点は重要である。その上で、新しい形の幼保連携型認定こども園の設置など、質に関わるインセンティブを、基本指針の中でうたっていくということではないか。
- 特別な支援が必要な子どもは、優先的に対応していくことが、子ども・子育て支援法に記載されているが、具体的にどうすすめるのか議論が必要。また、利用希望の把握調査では、既存の事業だけではなく、新制度により位置づけられた事業も含めた利用意向把握の調査とするべき。
- 地方版子ども・子育て会議の設置は任意であるが、子ども・子育て支援事業計画の策定など極めて重要であり、設置を基本指針において記載することが必要ではないか。

佐藤（秀）委員（全国保育協議会 副会長）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）にある、家庭の意義及び役割において、（父母やその他の保護者が）第一義的責任を有するとあるが、このことを強く打ち出さないことが、今回の子ども・子育て支援では大切ではないかと考える。例えば、資料には、家庭・地域・施設等の連携の重要性が記載されているが、地域等で連携するためには共通の目的が必要であり、それが基本指針にあたるものであると思う。どの子も健やかに育つためには連携が必要であり、基本指針を共通の目的と位置づけるべきではないか。
- また、家庭・地域・施設等の連携を地域で展開するにあたっては、地域の実情に照らすことが重要ではないか。例えば、保育の必要性の認定では、保護者の就労が主たる要件となっているが、保育を受ける子ども自身の要件なども鑑みて、認定するということも必要ではないか。

橘原委員（全国私立保育園連盟 副会長）

- 保育の質と量の確保・充実には、保育士の確保が大きな課題である。処遇の改善がな

ければ確保は困難であり、職員処遇に視点を当てていただきたい。

- 量の見込みについて、利用希望の把握方法では、把握の仕方によって偏りが出るのではないか。把握方法によって、得られるデータが変動することのないよう留意いただきたい。

古渡委員（特定非営利活動法人全国認定こども園協会 副代表理事）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）では、関係者の連携や共同が大事である。各地域で、力のある制度とするためには、共同、連携の内容について、ていねいに書き込んでいただきたい。

吉田委員（特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン 代表理事）

- 子どものための制度だけではなく、親への支援として、親の自己実現や自己肯定感をもてるようにする視点を、資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）に入れていただきたい。そのためには、長時間労働の見直し、子どものために休暇の取得の確保などを実現できるようにしていくことが必要。
- 地方版子ども・子育て会議には、父親が地元、地域に関わっていくことができる機会であり、父親の代表も会議のメンバーとして参画させてほしい。

大日向委員（恵泉女学園大学大学院 教授）

- 新制度の本格的施行に向けて、何を議論すべきか、議論の基本は、資料 6-2 の基本指針である。子どもや親のための支援の意義は、同時にすべての世代のための意義でもある。持続可能な社会保障制度の点からも重要である。その意味では、関係者の責務・役割は社会全体の責務や役割であるという文言のほうが適切ではないか。
- すべての子どもを対象としており、障害のある子どもや慢性疾患、子どもの貧困、社会的養護等を含めた検討とする必要がある。
- 家庭の意義・役割において、第一義的な責任が家庭にあることは、少子化対策基本法にも書かれていて、大切な視点であるが、責任の内容についての議論と、責任を果たすために社会の支援が必要であることを議論することが大事ではないか。

奥山委員（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長）

- 資料 6-2（基本指針の主な記載事項「子ども・子育て支援の意義」関係）における家庭の第一義的責任が全面に出すぎることは、すべての子どもたちの育ちの権利を考えた時に、危うさを感じる。子育て家庭に寄り添うパートナーの視点が、まさに子育て支援であり、基本指針の記載において確認していくことが必要ではないか。また、社会保障の位置づけから見ても、子どもに関わりのある人たちだけの問題ではなく、広く社会全体で考えていくことである。
- 新制度では、実施主体が市町村となる。横浜市の待機児童解消等保育の取り組みに注目を集めているが、地域の子育て支援など地域関係者と連携しパートナーシップの視点から、地域の状況に対応した支援も行っている。
- 利用ニーズの把握は難しい。委員から母子手帳の交付を受けた人も対象としてはどう

かとの意見もあったが、初めて子どもを持つ人たちは、地域の子育て支援サービスを把握していない場合が多く、調査のあたっては、サービスの内容の説明が必要ではないか。

- 地方版子ども・子育て会議の設置について、他の自治体を様子見というところが多い。本会議での議論は、地方版子ども・子育て会議への影響が強く、地方版子ども・子育て会議のモデルとなる。自覚して本会議に参画していきたい。

月本委員（全日本私立幼稚園 PTA 連合会 副会長）

- 基本指針の説明を聞いて、子ども・子育て支援というよりは、保護者、保育支援と感じた。子どもの最善の利益とは何かを考える機会としたい。

北條委員（全日本私立幼稚園連合会 副会長）

- 新制度が、幼稚園と保育所、私立幼稚園と公立幼稚園の別なく、子どもの立場から平等となることは良いが、新システムにおける検討の経緯から、本当に平等性が確保されるのかあやしいと思っている。総合子ども園法が廃案となったことは歓迎するが、現行の認定子ども園法において、法律の5年経過の後、評価することが法律に記載されているが行われていない。現行の認定子ども園法をより良く改正するには、評価・検討をきちんと行っていただきたい。
- 子育て支援は、子育ての支援と「の」を入れていただきたい。子育ての支援とは、親の子育てを肩代わりするものではない。その点については、保護者や保育関係者と食い違ってしまうかもしれないが、整理していかなければならない。また、学校教育法第22条に保育の記載がある。教育と保育の概念を整理していただきたい。

宮下委員（公益社団法人全国幼児教育研究協会 理事長）

- 量の増大が、質の低下にならないよう、質の向上につながるものにしていただきたい。
- 子どもにとって、親はかけがいのないもの、親が子どもを育てるうえでの十分な支援や施策としていただきたい。

吉原委員（社会福祉法人東京聖労院 顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ 館長）

- 幅の広い年齢層の視点でとらえていくことが必要ではないか。例えば、待機児の問題は学童保育の待機にもつながることになる。職員の専門性の確保、資格については他の委員と同意見である。

無藤会長

- 本日の意見は次回以降の検討につなげたい。意見はこの会議に提出いただくか、事務局に寄せていただきたい。

以上

◆「待機児童解消加速化プラン」が発表される◆

～「子ども・子育て支援新制度」施行前の支援策として、
平成 25・26 年度に 20 万人の保育を確保～

去る 4 月 19 日、安倍内閣総理大臣は、「待機児童解消加速化プラン」を発表しました。これは、少子化対策、女性の活躍推進の観点から、待機児童解消策を抜本的に強化、加速化するための方策を具体化したものです。平成 27 年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」前の 25・26 年度に 20 万人分、29 年度までの 5 年間に計 40 万人分の保育の受け皿を確保し、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに待機児童解消をめざすとしています。

平成 25・26 年度の 2 年間に緊急プロジェクトと位置づけ、意欲のある地方自治体を強力に支援する「市町村の手上げ方式」を取り入れ、支援のあり方には、横浜市を取り組みを事例として挙げています。

具体的な支援としては、次の 5 本の柱が示されています。

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
 - 施設整備費の積み増し（施設整備費の対象は、現行制度の対象法人のみ）。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備の促進 など。 *（ ）は事務局が追記
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
 - 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
 - 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
 - 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保） など。
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
 - 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ 5 年間で計画的に移行できるようにする。
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

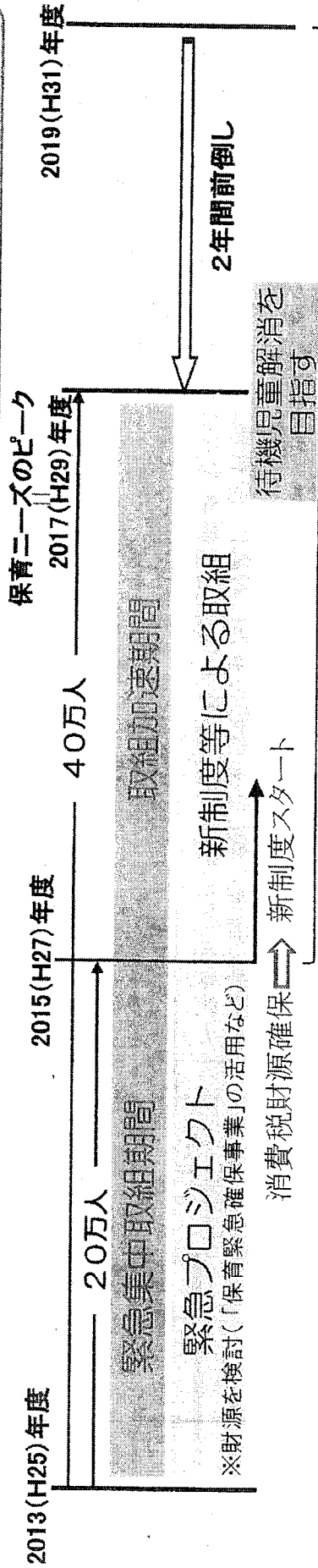
これらのプロジェクトに参加する市町村は、待機児童数の減少目標人数や保育の整備目標量を設定することとなっており、平成 25・26 年度の 2 年間に於いて、できる限りの保育の量拡大と待機児童の解消を図ることとしています。

詳細は、別紙（全保協ニュースNo.13-2 付録）をご参照ください。

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶「取組加速期間」(平成27～29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国営地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(2015～2019年度)

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

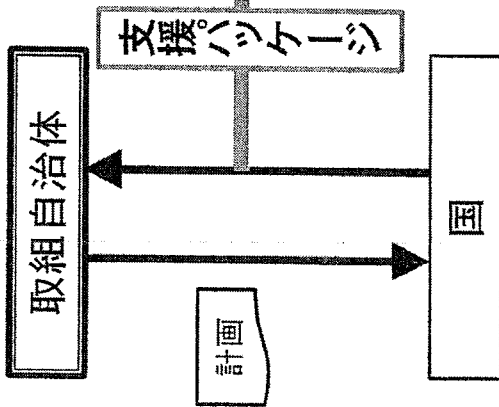
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援(市町村の手上げ方式)
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- > 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- > 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- > 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）

- > 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- > 認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- > 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- > 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- > 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

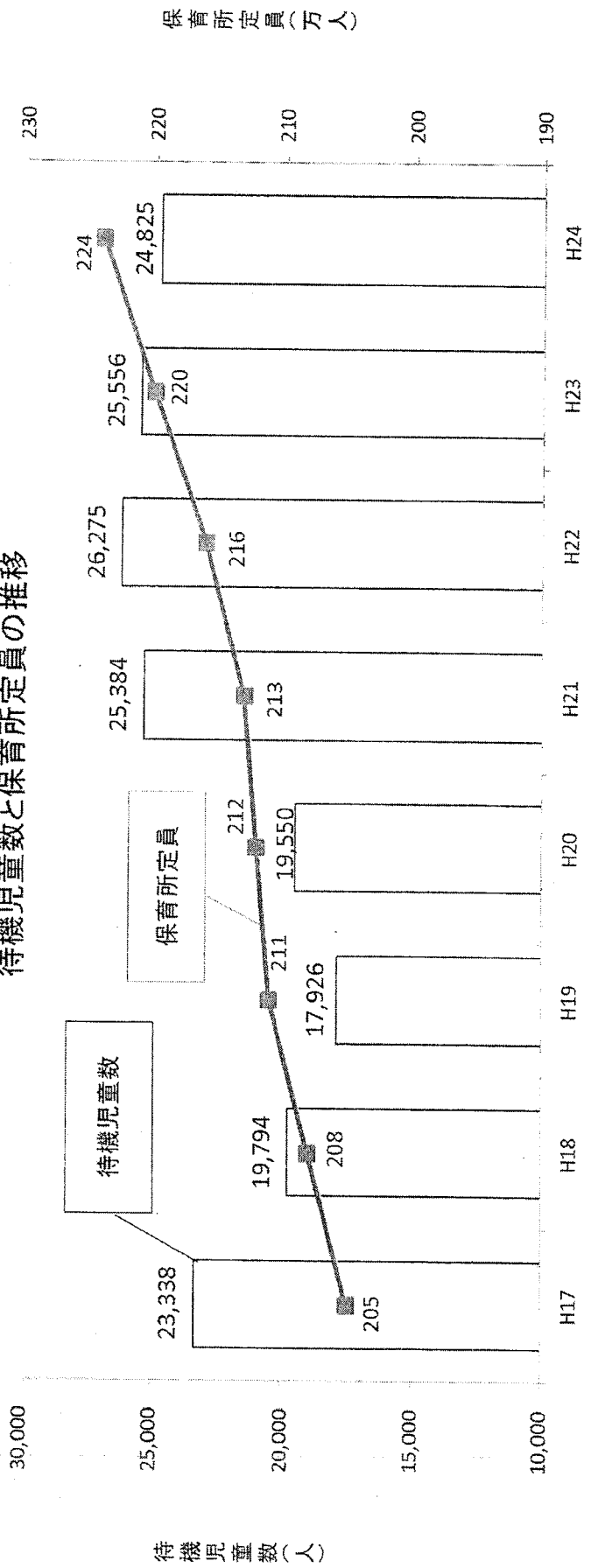
- > 企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

保育所待機児童の解消について

- 平成24年4月1日現在の待機児童数は2万4,825人(2年連続の減少)
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約81.4%(20,207人)
- 平成24年4月1日の定員は前年比35,785人増加、利用児童は前年比53,851人増加
- 待機児童がいる市区町村数は、357自治体(全市区町村(1742自治体)の約20.5%)
待機児童が50人以上の市区町村は107自治体
待機児童が100人以上の市区町村は67自治体
- 都市部(※)の待機児童が全体の約79.3%(19,682人)

(※)首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、近畿圏(京都府・大阪府・兵庫県)、7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

待機児童数と保育所定員の推移



保育所の現状

○ 認可保育所の施設数と利用児童数(H24.4.1現在)

施設数(か所)	利用児童数(万人)	
23,711	0～2歳児	79.9万人
	3歳以上児	137.8万人
	合計	218万人 (前年より約5.4万人増)

○ 待機児童数

(H24.4.1現在)

24,825人

0歳	3,170人
1・2歳	17,037人
3歳以上	4,618人

- ・2年続けて減少
- ・待機児50人以上の市区町村は107

○ 保育所にかかる費用(運営費)

費用総額(推計)	約1兆4,000億円
公費	約9,000億円
国	約4,000億円
地方	約4,000億円
保護者負担	約5,000億円

(注)平成25年度予算(案)(民間保育所)

<年齢別の保育費用(月額)>

0歳 14.9万円 1・2歳 8.8万円 3歳 4.2万円 4歳以上 3.6万円

<保育料(月額)>

保護者の所得に応じ、0円(生活保護世帯等)～104,000円(保育費用が上限)

(注)平成25年度予算(案)(国基準)ベース。実際の保育費用及び保育料は各自自治体により異なる。

○ 保育士の状況(平成23年度)

- ・保育所に勤務する保育士の数平成23年10月1日) 377,792人
 - ・平成23年度に保育士資格を取得した者 43,303人
- (参考)保育士資格登録者数 1,125,721人(H24.4.1現在)

横浜市の待機児童対策①

- 平成25年に待機児童を解消することを目標に、積極的な取組を展開。平成22年の1552人(全国ワースト)から、2年間で平成24年4月には179人まで減少。平成25年4月の待機児童数は、ゼロを目指している。
- これまでの国の支援策を効果的に活用するとともに、先駆的な取組により、大きな成果。

横浜市の取組

<国の支援策の活用>

- ◇認可保育所の整備
 - ・民間企業が多く参入、スピード感ある施設整備(H22～24の3年間で10000人以上の整備。民間企業設置の保育所は112ヶ所。市内保育所の1/4を占める。)
 - ・国有地、市有地等の公有地の活用による誘致
- ◇保育士の確保
 - ・潜在保育士の復職支援、新卒保育士の就職支援

支援

現在の国の支援策

- ◇ハード・ソフト両面での支援策
 - ・保育所の施設整備費(ハード):約1100億円
 - ・保育所運営費(ソフト):約4300億円(前年度比約7万人増分を確保。
(従来は約5万人増))
 - ・保育士の人材確保(ソフト):約440億円(処遇改善、再就職支援など大幅に強化)
- ◇大都市部に対応した規制緩和

現行

<独自の取組>

- ◇横浜保育室やNPO型家庭的保育など多様な保育等の推進
 - ・0～2歳に特化し、小規模な形を含め、多様な形の保育を展開
- ◇私立幼稚園での預かり保育の拡充
 - ・幼稚園における長時間(11時間)の預かり保育を実施(親の就労等の要件あり)
- ◇保育コンシエルの配置
 - ・多様な保育サービスのきめ細かな情報提供・相談、マッチング

先取り

新制度における新たな国の支援策

- ◇小規模保育等の新設
 - ・待機児童が集中する0～2歳に対応する小規模保育を制度化、安定的な財政支援を実施
- ◇認定こども園制度の改善
 - ・認可、指導監督の一本化、財政支援の充実による認定こども園の支援
- ◇利用者支援の市町村事業化
 - ・利用者が保育施設・事業を利用しやすいよう、地域の保育情報を紹介する「利用者支援事業」を、法定された市町村事業に位置付けて財政支援。

新制度

国の支援策

横浜市の待機児童対策②

○ 横浜市では、国の支援策の活用や先駆的な取組に加えて、

①市長のリーダーシップの下、本庁及び区ごとに緊急プロジェクトチームを設けるなど推進体制の整備

②保育所整備に当たっての不動産のマッチングや保育所に入所できなかった保護者に対するアフターフォローなどのきめ細かい支援

など、組織・運営面におけるきめ細かく強力な対応が相まって、大きな成果。

横浜市の取組

①組織面での対応

◇市役所本庁に緊急保育対策室を設置

・専任部署を設けるなど、区役所の取組をバックアップする体制構築

◇各区役所を主体とする推進体制の構築

・各区役所に区長をリーダーとする「緊急保育対策プロジェクト」を設置

・区ごとのニーズや保育資源の状況を踏まえた待機児童対策を展開

・各区に緊急保育対策課担当係長(本庁兼務)を置き、現場に根ざした対策とともに、本庁とも緊密に連携

②運営面での対応

【施設整備】

◇保育所整備にあたり土地等の不動産のマッチング支援
・不動産情報の収集、土地を有効活用したい土地所有者と保育所整備・運営法人の「出合いの場」をお膳立て

【利用者支援】

◇保護者へのきめ細かな情報提供・アフターフォロー
・各区に配置された保育コンシェルジュ(再掲)が、保育所に入所できなかった保護者にはアフターフォローを実施。

○ 国として、こうした横浜市における効果的な取組について、全国の自治体がこれを参考に効果的かつ強力な取組が推進できるよう、横浜市をはじめ優れた取組の好事例を集積、積極的に発信。

○ 新制度において普及・定着するよう、国・地方の子ども・子育て会議等を通じて強力に発信、地方自治体ごとの取組を促進。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・新会長に万田 康氏（福岡県）を選任～平成 25 年度第 1 回全国保育協議会協議員総会を開催～…………… 1
- ・保育三団体協議会を設置～全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟が一致団結して、より良い保育制度の実現をめざす～…………… 3

◆新会長に万田 康（福岡県）を選任◆

～平成 25 年度第 1 回全国保育協議会協議員総会を開催～

去る 5 月 15 日（水）、全社協・灘尾ホールにおいて、平成 25 年度第 1 回全国保育協議会協議員総会が開催されました。開会にあたり、小川益丸全国保育協議会会長、川井一心全国社会福祉協議会常務理事、渋谷篤男全国社会福祉協議会事務局長から挨拶があり、続いて、橋本泰宏厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長より、こんにちの保育の動向を含めたご挨拶をいただきました。

総会の議案は、【第 1 号議案】平成 24 年度全国保育協議会事業報告（案）について、【第 2 号議案】平成 24 年度全国保育協議会会計決算について、【第 3 号議案】全国保育協議会役員改選についての審議が行われ、第 1 号議案、第 2 号議案は原案通り承認されました。

なお、第 3 号議案は、全国保育協議会役員任期満了にともなう役員改選であり、会長には、万田 康氏（福岡県）が新たに選任されました。また、小川前会長は、顧問に就任しました。

平成 25・26 年度役員体制は<表 1>のとおりです。



写真前列左より、佐藤秀樹副会長
 (再任/青森県)、万田 康会長
 (新任/福岡県)、上村初美副会
 長 (再任/全国保育士会会長)、
 後列左より、小島伸也副会長 (新
 任/富山県)、森田昌伸副会長 (新
 任/和歌山県)、宮本里香副会長
 (再任/横浜市)、飯島俊勝副会
 長 (再任/長野県)

<表 1> 全国保育協議会役員一覧 (平成 25 年度・26 年度)

役職名	都道府県・指定都市	氏 名	施設名
会 長	福岡県	万田 康	新生第二保育園
副会長 (公立保育所代表) (全国保育士会)	青森県	佐藤秀樹	こどものくに保育園
	長野県	飯島俊勝	芙蓉保育園
	富山県	小島伸也	はりはら保育園
	和歌山県	森田昌伸	紀伊保育園
	横浜市	宮本里香	横浜市こども青少年局
	福岡県	上村初美	砂山保育園
	監査委員 (協議員) (一般会員保育所)	北海道	不破真二
	近畿ブロック		(後日選出)
常任協議員			
北海道・東北ブロック	秋田県	田岡 清	城南園
関東ブロック	千葉市	吉江規隆	若梅保育園
	川崎市	奥村尚三	すこやか溝口保育園
東海・北陸ブロック	愛知県	伊東世光	天使保育園
近畿ブロック	大阪府	森田信司	若江保育園
中国ブロック	鳥取県	大橋和久	倉吉東保育園
四国ブロック	徳島県	大和忠広	花しんばり保育園
九州ブロック	大分県	佐藤成己	宮田保育園
公立保育所委員会			(後日選出)
全国保育士会	宮城県	尾形由美子	青葉保育園
全国保育士会	静岡県	村松幹子	たかくさ保育園
全国保育士会	愛知県	福田明美	すずらん幼児園

◆保育三団体協議会を設置◆

～全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟が

一致団結して、より良い保育制度の実現をめざす～

全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟の三団体は、平成 25 年 3 月に「保育三団体協議会」を設置しました。保育三団体が一致団結して、国の「子ども・子育て会議」や社会に向けて意見等を発信することで、より良い保育制度の実現をめざすことを目的としています。

平成 25 年 5 月 8 日、第 1 回代表者会議・第 1 回実務者会議が開催され、「子ども・子育て会議」や「規制改革会議」等の制度動向への対応について意見交換が行われました。

その場において、現行の認可保育所が新制度における各種類型の中で、適正な運営が可能となる方策を考えることを第一義として意見の整理をはかっていくこと、児童福祉施設であることの視点を忘れずに、現行制度の改善や基本制度ワーキングから積み残っている課題等についても意見をすり合わせていくこととされました。

また、「人材を確保しなければ新たな制度も動かない」（全保協小川会長／当時）との点から、平成 24 年度補正予算にみられる保育士の処遇改善策等の恒久化などについても、継続的に意見を発信することとされました。

なお、会議終了後に橋本泰宏厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長を訪問し、保育三団体協議会の設立を報告するとともに、今後の国の「子ども・子育て会議」への意見発信に資するべく、保育三団体協議会での議論の場に参席いただくことを要望し、了承をいただきました。

保育三団体協議会 第 2 回実務者会議は、5 月 28 日に開催の予定です。

保育士の視点で

今日の保育問題にとりくむ専門誌

保育の友

5
MAY
2010

4/8発行

●毎月8日発売※1 ●B5判・90頁 ●定価610円(本体581円)●送料300円※2

※1:8日が土日祝の場合は翌平日発行 ※2:定期購読もしくは10冊以上のご購入で送料無料

定期購読申込み受付中!



特集

再考・ 乳幼児期のからだづくり

健やかなからだを育むために

中村和彦 (山梨大学大学院教授)

年間を通したさまざまなからだづくり

佐藤佐津子 (山形県鶴岡市・ひばり保育園園長)

子どもたちが主体的にあそべる環境づくり

工藤恭子 (東京都・目黒区立不動保育園園長)

夢中であそんで、身につく力

初瀬基樹 (熊本県・河内からたち保育園園長)

連載

●エッセイ<三遊亭金時>

●基礎から学ぶ保育リスクマネジメント講座<関川芳孝>

●保育園と家庭をつなぐコミュニケーション

●子どもの保健<内海裕美>

●**新** 描こう、保育所の近未来像<秋田喜代美>

●保育士のための書き方講座<今井和子>

●**新** 応援☆保育士のココロ<青木紀久代>

●保育ジャーナル<橘川喜美代>

●子どものつぶやき

グラビア・カラー

元気っ子バンザイ2013

山口県・愛児園湯田保育所

身近なものからかんたん工作 <黒須和清>

身のまわりにあるものを使って作る・あそぶ・見せる工作を紹介!

保育園発! 自然をあそぼう <徳島県・彩保育園>

各地の保育園での実践をもとに、自然あそびを楽しみ、深めるためのヒントを紹介します。

ひろがるうたあそび <細田淳子+後藤紀子>

“わらべうた”で歌ってあそぼう!

環境構成を考えてみよう<定行まり子+近藤ふみ>

私たちの指導計画

創意工夫と柔軟性のある各地域の指導計画、保育のポイント、保育のエピソードおよび実践記録を紹介します。今年度は川崎(0歳児)、北九州(1歳児)、山口(2歳児)、奈良(3歳児)、富山(4歳児)、青森(5歳児)、埼玉(異年齢児)の7グループです。5月号は連休明けの体調管理、こいのぼり作りなどを紹介します。

バックナンバーの特集タイトル

- 13年 4月号 園内研修にひと工夫
- 3月号 「私たちの指導計画」のまとめと課題/地域と保育~東日本大震災から2年を経て
- 2月号 安全と防犯を再確認する
- 1月号 新春てい談 保育の今と未来を語る
- 12年 12月号 私たちのメンタルヘルス
- 11月号 延長保育で大切にしたいこと

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部受注センター■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書館の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

保育の友 定期購読申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

お申込み受付から約1週間で、ご購読料請求書・振込用紙をお送りします。初回の請求対象期間は、購読開始月号から当年度の3月発行号(4月号)までとなります。請求内容をご確認のうえ、購読料をお支払いください。入金確認後購読誌の発送を開始します。

購読開始月	年 月号	バックナンバー 購入希望	年 月号 冊/	年 月号 冊
冊 数	毎月 冊		年 月号 冊/	年 月号 冊
送付・請求先	〒 -			
ご住所				
フリガナ お名前			06000123 神奈川県保育会	
電話番号	() -		倉庫 2・1 掛率	
			得コード	

●バックナンバーのみのご注文の場合、送料は300円となります(定期購読は送料サービス)。

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査/継続購読案内

複数での定期購読をお申込みの場合は、下記のお申込書をお使い下さい。

保育の友 定期購読申込書

- 毎月8日発行 ●B5判・76頁 ●定価610円(本体581円)
- 送料300円(10冊以上・定期購読は送料サービス)
- ※8日が土日祝の場合は翌平日発行

お申込み受付から約1週間で、ご購入料請求書・振込用紙をお送りします。初回の請求対象期間は、購読開始月号から当年度の3月発行号までとなります。請求内容をご確認のうえ、購読料をお支払いください。入金確認後購読誌の発送を開始します。

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

購読開始月	年 月号	バックナンバー 購入希望	年 月号 冊／	年 月号 冊
冊 数	毎月 冊		年 月号 冊／	年 月号 冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ お名前	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	電話番号		() -	倉庫
			得コード	

購読開始月	年 月号	バックナンバー 購入希望	年 月号 冊／	年 月号 冊
冊 数	毎月 冊		年 月号 冊／	年 月号 冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ お名前	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	電話番号		() -	倉庫
			得コード	

購読開始月	年 月号	バックナンバー 購入希望	年 月号 冊／	年 月号 冊
冊 数	毎月 冊		年 月号 冊／	年 月号 冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ お名前	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	電話番号		() -	倉庫
			得コード	

お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ

■ 全社協出版部受注センター ■
TEL.049-257-1080
FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

全社協

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2

新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

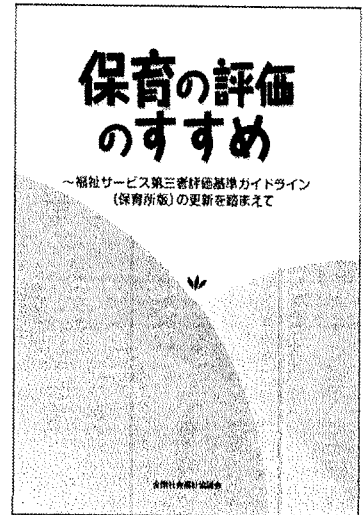
保育の評価のすすめ

～福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)の更新を踏まえて

保育の質のさらなる向上をめざして!

◎「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)」の更新を踏まえ、第三者評価基準ガイドラインを活用して評価・改善を進めるため、特に「福祉サービス第三者評価ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)」を用いて、保育現場で自己評価を取り組む方法を提案する一冊です。

◎石井哲夫氏(社会福祉法人嬉泉常務理事)による序論、そして全社協政策企画部の「自己評価ガイドライン対応版を活用した評価・改善活動のすすめ方」など第三者評価基準ガイドラインと自己評価ガイドライン対応版の解説のほか、「福祉サービス第三者評価ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)」全文を掲載。巻末には実際に評価に取り組む際の様式(自己評価チェックシート、課題シート、改善シート)を添付し、保育所で評価・改善活動に取り組む際にすぐに役立つ内容となっています。



◎全国社会福祉協議会 編
◎B5判・144頁 ◎2011年10月発行
◎定価1,260円(本体1,200円)

主な内容

第1章 評価基準と評価のすすめ方

- ・序論 ～第三者評価と自己評価
- ・保育所が最もふさわしい生活の場となるために ～評価のすすめ方
- ・自己評価ガイドライン対応版を活用した評価・改善活動のすすめ

第2章 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)

- ・「自己評価ガイドライン」における「自己評価の観点」と「保育所版ガイドライン」との関係表

第3章 様式シート

- ・様式①自己評価チェックシート ・様式②課題シート ・様式③改善シート

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部受注センター■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係圖書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53050114	保育の評価のすすめ	冊数	冊
----------	-----------	----	---

送付・請求先	ご住所	〒 _____		
	フリガナ お名前	幹 旋	06000123	神奈川県保育会
	電話番号	(_____) _____	倉庫	2・1 掛率
		得コード		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。
1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

創意工夫ある保育の展開をめざして!

保育の友
【増刊号】

平成23年度「保育の友」連載「私たちの指導計画」から、年間・月間指導計画、保育のポイント、保育のエピソード、実践記録、保育のヒントを年齢別にまとめた保育関係者必携の1冊。保育所保育指針を踏まえた取り組みを紹介。



私たちの指導計画

2012

0・1・2 歳児

- 0歳児 松山市指導計画自主研究グループ
- 1歳児 奈良県指導計画自主研究会
- 2歳児 東社協保育士会指導計画作成委員会
- 特集 乳児保育に求められること

●全国社会福祉協議会 編
●B5判 ●144頁
●1,050円(1,000円)
●2012年6月発行

3・4・5・異 年齢児

- 3歳児 大分県宇佐市指導計画委員会
- 4歳児 宮城県利府町十符っ子指導計画委員会
- 5歳児 石川県むつみ会自主研究委員会
- 異年齢 千葉県印旛指導計画研究会
- 特集 保育を再考する

●全国社会福祉協議会 編
●B5判 ●184頁
●1,260円(1,200円)
●2012年7月発行



●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部受注センター■
TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉係福祉関係図書検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ◎太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください。

私たちの指導計画2012 ※ご希望の書籍に☑を付け、冊数をご記入ください。

52028248	<input type="checkbox"/> 0・1・2歳児	冊	52028249	<input type="checkbox"/> 3・4・5・異年齢児	冊
----------	----------------------------------	---	----------	-------------------------------------	---

送付・請求先	〒	—			
	ご住所				
	フリガナ				
	お名前				
電話番号	()	—			
		幹	06000123	神奈川県保育会	
		旋	倉庫	2・1	掛率
			得コード		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

県保育事業大会意見発表分担表(案)

区分	施設数	過去実績		H25	H26	H27	H28	H29
		第22-34回	第35-46	47	48	49	50	51
湘南地区	111	33	20					
横須賀A	31	6	5		4		1	
鎌倉B	18	2	4	○			7	
藤沢A	29	5	4	○		2		
茅ヶ崎A	22	3	5			7		2
逗子C	5	2	1		5			
三浦C	4	1	1	○				
葉山C	2							3
西湘地区	104	53	28					
平塚A	31	6	5	○		2		
小田原A	29	5	7		2		1	
秦野B	19	8	6	○			8	
南足柄C	5	3	3					2
中郡C	5	2	2			6		
足柄上郡C	5	2	2		5			
足柄下郡C	10	3	3		3			4
県央地区	84	43	26					
厚木B	20	2	3	○			7	
大和C	9	5	3		2			
伊勢原B	11	4	4			7		4
海老名B	13	1	4		3		8	
座間B	17	5	4		4			
綾瀬C	5	1	3			6		
寒川C	3	1	3					3
愛川C	6	2	2	○				
保育会役員		1	2					
民間保育所経営問題専門委員会			3			○	特	
給食問題研究委員会			2					
県保育士会			12					○
合計	299			7	8	7	7	7

〔原則〕

- 1 施設数10箇所以下の市町村は3～4年毎(C)、11～20箇所は2・3年毎(B)、21～は2年毎(A)に分担することを原則とし、若干の調整をさせていただきます。
- 2 上記以外にも自主的な研究発表が期待されます
- 3 テーマは関東ブロック、全国大会と整合性が取れるよう配慮して決めて頂く事が望めます。
- 4 三浦市は公立保育所がないため、カテゴリーに注意が必要です。
- 5 網掛けは関東ブロック分担カテゴリーです。

子ども・子育て会議について

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進



◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化



○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



これまでの経緯

○平成24年3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

<政府案の主な内容>

- ・学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「総合こども園」を創設する。
- ・総合こども園、幼稚園、保育所等に指定制を導入し、指定を受けた施設等に対して共通の給付を提供する。
- ・基礎自治体（市町村）が実施主体となつて、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化する。

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書（自由民主党・公明党・民主党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者会合）

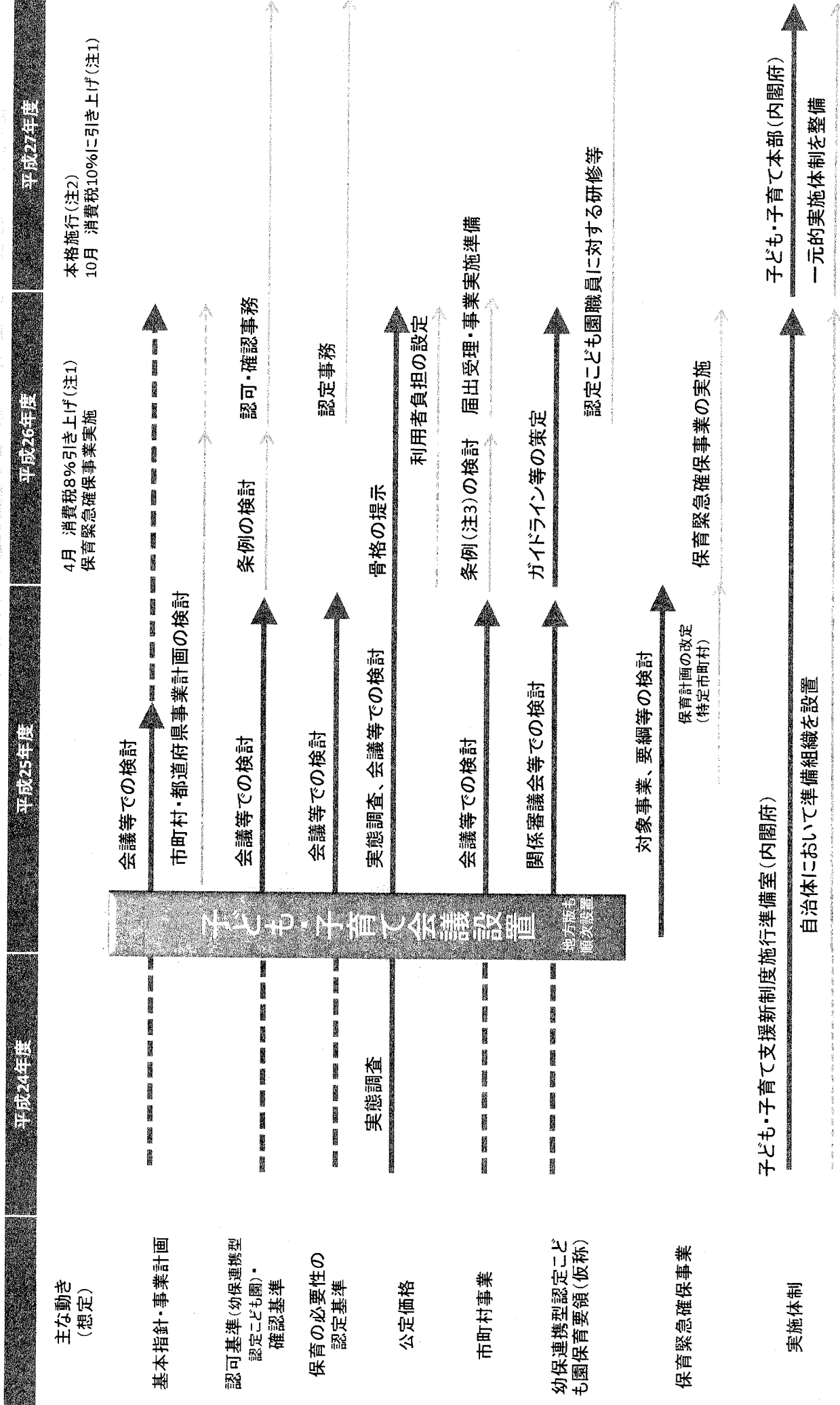
<修正の主なポイント>

- ・「総合こども園」の創設に代えて、認定こども園制度を改善（「幼保連携型認定こども園」の認可・指導監督、財政措置の一本化等）を行う。
新たな「幼保連携型認定こども園」については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけけない。
新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ・市町村が児童福祉法第24条に則つて保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
- ・指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、一定の要件を満たした上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

これまでの経緯(続き)

- 6月20、22日「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」「(6/20国会提出)」、「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」修正案(議員修正)(6/22国会提出)
- 6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決
- 8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立
- 8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。（子ども・子育て支援法に基づき設置）

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
- ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
- ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
- ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
- ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
- ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議 など

・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

・会議は、子ども・子育て支援法に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

○部会：

- ・幼保連携型認定こども園の認可基準や給付費の額の算定基準などを検討するため、「基準検討部会」を設置。

子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学院大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏原 霊峰	淑徳大学福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事
清原 慶子	三鷹市長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事	吉田 大樹	NPO法人フアザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		

○子ども・子育て会議 専門委員

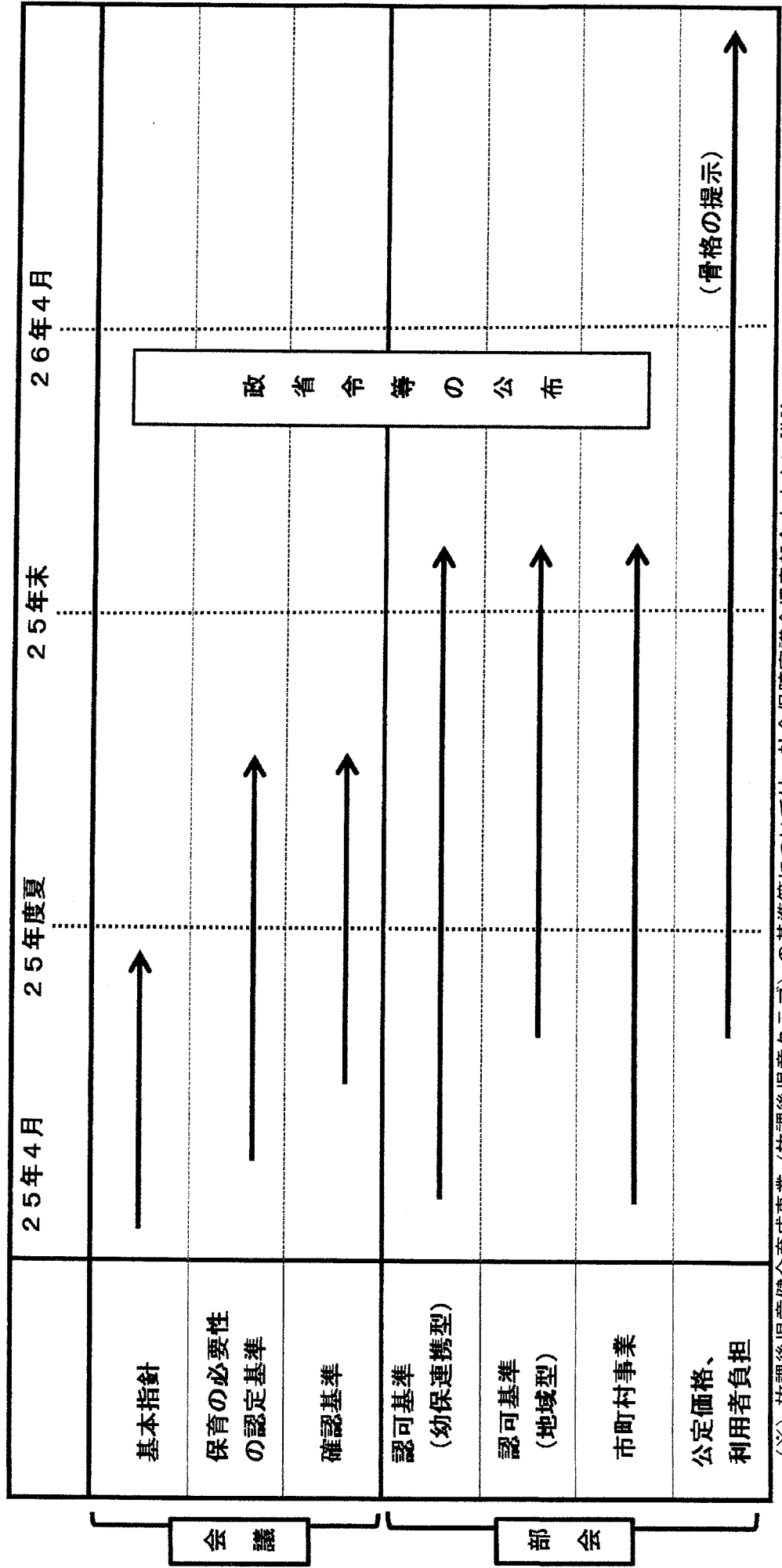
稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)

(平成25年4月9日付発令)

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



(※) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等については、社会保障審議会児童部会を中心に議論。

子ども・子育て会議の開催状況

○開催状況

平成25年4月26日 第1回子ども・子育て会議

- ・ 基本指針等について議論

平成25年5月 8日 第1回子ども・子育て会議基準検討部会

- ・ 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準等について
議論

平成 25 年 5 月 21 日

一般社団法人神奈川県保育会 御中

神奈川県保健福祉局保健医療部
健康増進課長

平成 25 年度版 食育取組事例集の作成について (依頼)

本県の食育の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、地域で行われている様々な取組みを紹介し、食育推進の参考としていただくため、昨年度ご協力をいただきました「食育取組事例集」の最新版を作成することになりました。

つきましては、様式「取組事例調書」に新たな取組み等をご記入のうえ、7月5日(金)までに電子メールまたはファクシミリ等にてご回答くださるようお願いいたします（ご回答いただく事例の数は、3つ以内としてください。）。

なお、該当がない場合は、ご回答は不要です。

また、様式は電子メールでお送りできますので、必要な場合は、下記のアドレスあてご連絡ください。

参考：昨年度版 食育取組事例集はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6848/p21714.html>

※ 県トップページ→「かながわの食育」→「食育取組事例集」

送付先・問い合わせ先

健康づくりグループ 吉田

電話 045-210-1111 内線4782

ファクシミリ 045-210-8857

電子メール yoshida.j7f@pref.kanagawa.jp

取組事例調書

作成者

所 属		氏 名	
電 話		ファクシミリ	
メールアドレス			

[取組名 (キャッチフレーズ)]		[実施主体名]
[取組内容]		
実施時期、対象、実施場所、実際回数他、分かる範囲で記載してください		
実施主体の概要	実施主体の説明及び活動目的・設立・会員数など	
実施主体の連絡先	住所 電話 ファクシミリ メールアドレス ホームページアドレス など (公表不可の場合はその旨記載してください)	

[備考]

※ 写真などがある場合は、データを添付してご提出ください。

※ 事例ごとに1葉としてください。

取組事例調書(記載例)

作成者

所属		氏名	
電話		ファクシミリ	
メールアドレス			

[取組名 (キャッチフレーズ)] 小学生農業体験講座 (地域の子ども達に農業体験を)		[実施主体名] JA〇〇
[取組内容] (1) 農家ホームステイ (平成10年から毎年実施) 対象: 地域の小学生 (5、6年生) 計20名 内容: 地域の農家にて1泊2日のホームステイ体験及びその農家における農業体験 50人程度 実施時期: 8月中旬 実施回数: 1回 (2) こども農作業体験 対象: 地域の小学生 (4年生以上) 各回70人程度 内容: 田植え体験 (5月) 稲刈り体験 (9月) 田植えの際には地域の農家と一緒に「さなぶり」行事を楽しむ 稲刈り後は餅つきを実施 最近の実績 (平成〇年) (1) 計55名 27軒の農家に2人 (1箇所は3人) がホームステイ (2) 田植え体験74人 稲刈り体験76人 生産者及びJA職員計12名		
実施主体の概要	JA〇〇 昭和××年設立 正組合員数 550人 本取組みには、ホームステイは25軒の生産農家が協力している	
実施主体の連絡先	JA〇〇 本所 営農部 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇 ホームページアドレス http://www… (取組みの様子を掲載しています)	

[備考]

別添 ホームステイ写真、募集時のチラシ

※対象は市内の子どものみとしています

※写真などがある場合は、データを添付してご提出ください。

※事例ごとに1葉としてください。